

開発行為等申請の手引

令和7年

相模原市

この手引は

○都市計画法に基づく手続

○相模原市開発事業基準条例に基づく手続

及び図面等の作成要領の流れに沿って説明したものです。

法：都市計画法

条例：相模原市開発事業基準条例

～ 目 次 ～

I. 開 発 許 可 制 度

- | | |
|--------------|---------|
| 1. 開発許可制度の趣旨 | 1 |
| 2. 開発行為 | 1 |

II. 相 模 原 市 開 発 事 業 基 準 条 例

- | | |
|-------------------|---------|
| 1. 開発事業基準条例の目的 | 2 |
| 2. 開発事業基準条例の適用の範囲 | 2 |

III. 手 続 の 流 れ

- | | |
|----------|---------|
| 1. 手続の流れ | 3 |
| 2. 全体の流れ | 4 |

IV. 開 発 事 業 の 手 続

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| 1. 開発事業の適用に関する照会等 | 5 |
| 2. 事前届 | 5 |
| 3. 事業標識の設置 | 5 |
| 4. 開発事業標識設置報告書 | 5 |
| 5. 住民への説明 | 5 |
| 6. 開発事業説明報告書 | 6 |
| 7. 事前協議 | 6 |
| 8. 開発事業に関する協議 | 6 |
| 9. 開発事業協議書 | 7 |
| 10. 計画変更 | 7 |
| 11. 工事着手届の提出 | 8 |
| 12. 工事完了届の提出「適合する旨の通知書」の交付 | 8 |
| 13. 条例手続 必要書類及び添付図書等一覧 | 9 |
| 14. 開発事業協議申請書及び開発許可申請書等添付図書一覧表 | 10 |
| 15. 開発事業協議申請及び開発行為許可申請添付図面一式 | 11～13 |
| 16. 開発事業基準条例(建築事業)完了に伴う提出図面 | 14～15 |

V. 開発行為許可申請の手続

1. 開発行為許可申請の手続	16
2. 開発行為許可申請添付図面一式	16
3. 開発行為許可申請添付書類(法第34条関係)	17

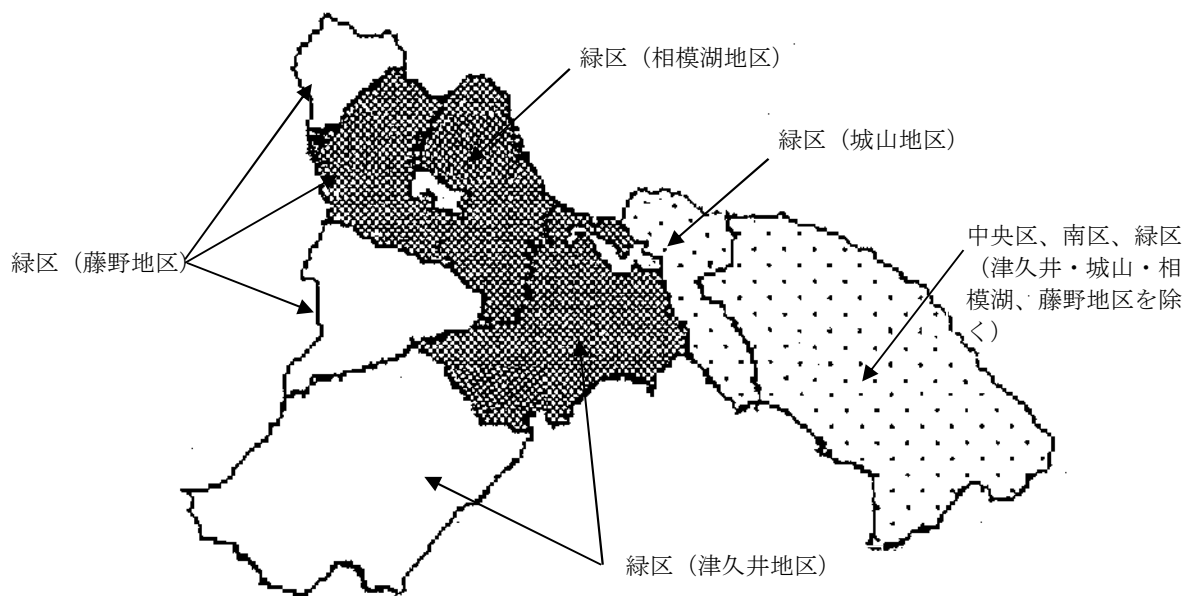
VI. 着手から完了までの手続

1. 工事着手届及び許可の表示	18
2. 開発行為の変更許可申請	18
3. 軽微な変更	19
4. その他の変更について	20
5. 地位の承継	20
6. 建築制限等	20
7. 開発行為の廃止の届出	20
8. 公共施設工事完了の届出	20
9. 工事完了の届出	21
10. 登記関係書類について	21
11. 開発行為完了に伴う提出図面	22～23
12. 完成図面等提出部数表	24～25
13. 開発許可(着手～完了)添付図書一覧	26

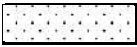
VII. その他

1. 申請手数料	27
2. 関連法令等	28
3. 参考資料等	28
4. 私管理の公共施設の廃止について	28
5. ホームページ案内	29
6. 開発事業基準条例に基づく事前協議・関係各課一覧	30～31
7. 関係機関連絡先一覧表	32
8. 図面作成上の留意事項	33
9. 開発許可申請に関する図面の実例(参考資料)	別紙

都市計画法開発規制区域図



凡 例

-  相模原都市計画区域 線引き区域（市街化区域内の規制規模500㎡以上）
-  相模湖津久井都市計画区域 非線引き区域（規制規模1,000㎡以上）
-  都市計画区域外の区域（規制規模10,000㎡以上）

1. 開発許可制度の趣旨

開発行為許可制度は、都市地域における良好な住環境の確保を図るため、市街化区域、市街化調整区域の区域区分の趣旨に従い、法定された許可基準によって開発行為に対して一定の水準を保たせることにより、健全な都市の形成を図ろうとするものです。

2. 開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第4条第12項)

「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。なお、「土地の区画形質の変更」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 区画の変更

区画の変更とは、道路や水路などを新設(拡張も含む)、付替え又は廃止する行為をいう。ただし、次の場合には「区画の変更」とは扱わない。

- ア 分合筆等単なる権利区画の変更
- イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による道路(以下、「2項道路」という。)の中心線から2mの後退に係るもの
- ウ 道路の隅切りのみの後退に係るもの

(2) 形の変更

形の変更とは、土地に切土、盛土又は切盛土を行うもので下記のいずれかに該当する行為をいう。

- ア 高さ2mを超える切土又は高さ1mを超える盛土を行うもの
- イ 一体の切盛土で2mを超えるもの
- ウ 上記以外で、30cmを超える切土、盛土を行うもの(市街化調整区域以外の区域において、当該行為を行う土地の面積の合計が500㎡未満の場合を除く。)

ただし、次のいずれかに該当する切土、盛土又は一体の切盛土を行う箇所については、「形の変更」とは扱わない。(敷地内の地盤高さの変更を行うものは除く。)

- ① 建築物の建築自体と不可分な一体の工事と認められる基礎打ち、土地の掘削等の行為
- ② 2項道路の後退に係わるもの
- ③ 道路からのアプローチとしての局所的なスロープ、階段又は駐車場の設置に係わるもの
(高さ2m以下、幅6m以下のものが対象。)
- ④ 既存擁壁を同じ位置でやりかえるもの

(3) 質の変更

質の変更とは、農地や山林等宅地以外の土地を建築物の敷地又は特定工作物の用途とするものをいう。ただし、次のいずれかに該当する場合は、「質の変更」に該当しないものとする。

- ア 現に建築物が存する土地(仮設建築物及び違反建築物の敷地は除く。)
 - イ 土地登記事項証明書の地目(5年以上前の受付)が「宅地」である土地で、現在、農地や山林として利用されていない土地
 - ウ 固定資産課税台帳の現況地目が、5年以上前から「宅地」である土地で、現在、農地や山林として利用されていない土地(市街化調整区域を除く。)
 - エ 従前、建築物の敷地として利用されていた土地で、現在、農地や山林として利用されていない土地
(5年以上前に建築物を除去した土地は除く。)
 - オ 建築物の敷地又は特定工作物の用地として造成された土地(緑地、未利用地は除く。)
- で、次のいずれかに該当する土地
- ① 都市計画法に基づく開発行為の許可を受け、工事の完了公告がなされた土地
 - ② 旧住宅地造成事業に関する法律によって認可を受け、工事の完了公告がなされた土地
 - ③ 土地区画整理法に基づく認可を受け、換地処分公告がなされた土地(相模原都市建設区画整理(軍都計画)含む)
 - ④ 都市計画法第29条第1項第4号、第5号、第7号、第8号又は第9号に該当する開発行為が終了した土地
 - ⑤ 建築基準法に基づく道路位置指定が行われた際、道路と一体に造成された土地

1. 開発事業基準条例の目的

相模原市開発事業基準条例(平成17年相模原市条例第59号。以下「条例」という。)は、第2条の2に規定する開発事業を行う場合において、開発者が行うべき開発事業の計画の周知、住民の意見の聴取に関する手続、周辺環境への配慮等に関する市との協議及び開発事業に伴う公共施設等の整備基準その他必要な事項を定めることにより、相模原市街づくり活動推進条例(平成17年相模原市条例第58号)の基本理念に適合し、市民、開発者及び市相互が協働し、地域の特性に応じた魅力ある街の形成の実現に資することを目的とする。

2. 開発事業基準条例の適用の範囲

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、「事前届」からの手続が必要です。

また、(1)で示す規制規模(都市計画区域外の区域においては1,000㎡)以上の開発事業区域又は住宅の計画戸数21戸以上の開発行為等を行う場合、当該行為が開発事業に該当するか否かについて照会(照会申請書を提出)する必要がありますので、開発調整課にご相談ください。

(1) 許可を要する開発行為

項目	区域	線引き都市計画区域		非線引き 都市計画区域	都市計画区域外 の区域
		市街化区域	市街化調整区域		
建築物を建築する目的で行う開発行為	第一種特定工作物を建設する目的 で行う開発行為	開発事業区域 の面積が 500㎡以上	面積による 除外規定なし	開発事業区域 の面積が 1,000㎡以上	開発事業区域 の面積が 10,000㎡以上
第二種特定工作物を建設する目的 で行う開発行為	開発事業区域の面積が10,000㎡以上				

(2) 建築事業

次のア又はイのいずれかに該当する事業は建築事業に該当します。

ア 開発事業区域の面積が1,000平方メートル以上の建築事業又は敷地面積の増加を伴うもので、その増加する敷地面積が1,000平方メートル以上の増築を行う事業

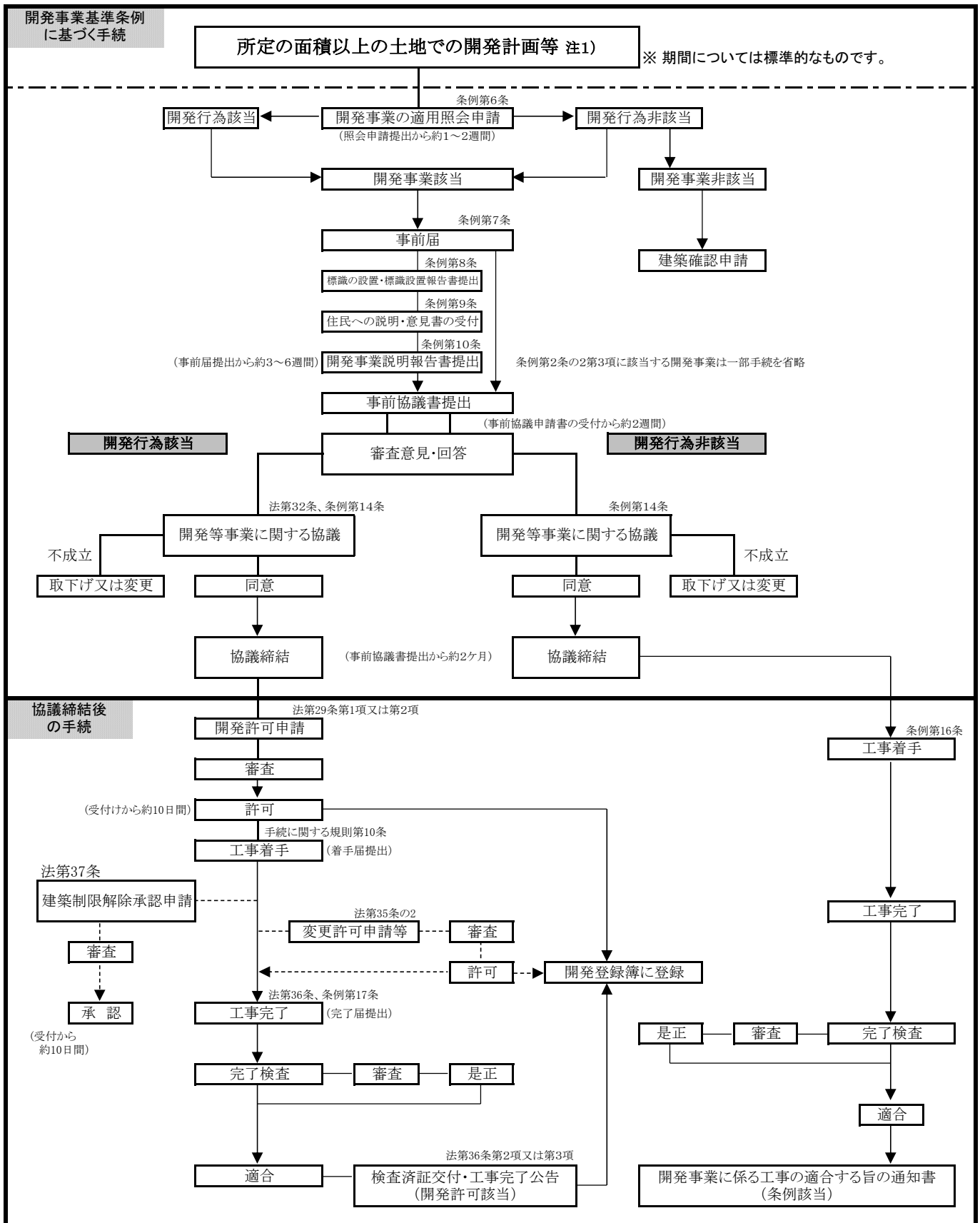
イ 21戸以上(ワンルーム形式住宅にあつては、3戸を1戸として計算する。)の住宅の新築を行う事業

ウ ただし、次に掲げるものは、条例の規定(一部を除く。)を適用しません。

- ・建築基準法第85条第2項及び第6項に規定する仮設建築物の建築
- ・自己の居住の用に供する一戸建ての住宅の建築
- ・主たる利用目的が建築物に係るものでないと認められる施設で規則で定める施設の附属建築物の建築

※ ワンルーム形式住宅:1戸当たりの占有面積が25㎡以下の住宅

1. 手続の流れ



注1) 所定の面積以上の土地での開発計画等については、次のとおりです。

- ・非線引き都市計画区域又は都市計画区域外の区域:土地の面積1,000㎡以上又は住宅の計画戸数が21戸以上
- ・市街化調整区域:別途要相談

※ 盛土規制法のみなし許可に該当する場合などは、別途「盛土規制法に基づく許可制度等の手引」を確認してください。

2. 全体の流れ



※ 変更がある場合は、別途変更届等を提出し必要な手続を確認すること。P7参照

※ 公共施設及び工区の完了検査を受検する場合の手続については、担当者に確認すること。

※ 市街化調整区域での開発事業の場合は別途相談してください。

※ 盛土規制法のみなし許可に該当する場合などは、別途「盛土規制法に基づく許可制度等の手引」を確認してください。

※手続に関する添付書類は、P9, 10を参照のこと。

1. 開発事業の適用に関する照会等（条例第6条）

申 請

(1) 開発事業の適用に関する照会

区域区分等によって規定する規模以上の計画がある場合は、事前に「開発事業の適用に関する照会申請書」を開発調整課に提出し、開発行為等に該当するか照会してください。

ア 市街化区域

500㎡以上の土地又は500㎡未満の土地で21戸以上の共同住宅等の計画がある場合

イ 市街化調整区域

市街化調整区域内の土地で計画がある場合

ウ 非線引き都市計画区域及び都市計画区域外の区域

1,000㎡以上の土地又は1,000㎡未満の土地で21戸以上の共同住宅等の計画がある場合

(2) 周知報告

残地および周知区域が存する場合はその土地所有者等に対して開発計画等を周知し、市へ周知報告書を提出してください。

約14日（市街化調整区域）
7～14日（市街化調整区域以外）

2. 事前届（条例第7条）

回 答 提 出

開発事業の適用に関する照会申請の結果、開発事業に該当すると判定された開発事業の開発者は、当該事業の計画概要を記載した「事前届」を開発調整課に提出してください。

開発行為に該当する場合は、申請者（代表者）の役職は、法人の登記事項証明書と同一のものとしてください。（以降の手続についても同様）

申請手続等を代理人に委任するときは、開発事業代理人選任届の提出が必要になります。

開発事業が、自己の居住の用に供する一戸建ての住宅（形の変更を伴わないものに限る。）の場合は、次項3から6までの手続は省略します。

3. 事業標識の設置（条例第8条）

事業標識は、開発事業区域が道路に接する部分（2以上の道路に接する場合は道路ごと）に事業標識を設置し、工事が完成するまで（開発許可の概要については、工事完了公告日まで）設置してください。大規模開発事業の場合は接する道路が1の場合も2か所以上設置してください。なお、事業の概要は全て記入してください。その他の項目は確定時点で速やかに記入してください。

※ 標識の記載項目は、条例で規定されています。フォーマット及び標識の大きさは、ホームページに参考資料があります。（P29①申請書等→「相模原市開発事業基準条例の申請書等」参照）

4. 開発事業標識設置報告書（条例第8条）

提 出

開発者は事業標識を設置した後、速やかに開発事業標識設置報告書を提出してください。この報告書を提出しないと、以降の手続に進めないのので注意してください。報告書には、裏面に、掲示した標識の位置図を記入し、あわせて写真（遠・近景）を撮影し提出してください。また、中高層建築物の場合は様式第6の建築計画の概要書を添付してください。

当該報告書を提出した日の翌日から、対象となる隣接住民や周辺住民へ開発事業の計画等の説明が可能となります。

※ 事前届と同日提出可能

提出日の翌日以降

5. 住民への説明（条例第9条）

説 明 開 始

説明の対象となるのは、所定の範囲の建築物の占有者（居住者）・建築物の所有者・土地の所有者となります。中高層建築物の建築を伴う場合、相模原市中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例（平成元年相模原市条例第31号。以下「中高層条例」という。）の適用を受ける場合があります。

住民への説明範囲及び説明方法は、開発計画の規模又は中高層条例の適用の有無によって異なりますので、条例及び窓口にてご確認ください。

※ 説明内容及び説明回数等などは、「相模原市開発事業基準条例の解説」をご確認下さい。

※ 条例に基づいた説明を受けた住民は、開発事業の計画に対する意見書の提出ができます。（第9条）

※住民が開発者へ意見書を提出できる期間 ⇒
（大規模開発事業は中14日間）

2日（3日）以上

説 明 終 了

説明終了より中7日（中14日）以上経過後

6. 開発事業説明報告書（条例第11条）

提出

報告書は、開発事業の規模に応じ隣接住民及び周辺住民に説明を行い、当該住民への説明が終了した日の翌日から起算して7日（大規模開発事業にあつては14日）を経過した日以後、速やかに提出してください。住民の意見を正確に記録し、意見に対する回答についても、対応できる、できない等を明確に回答するとともにその内容を指定の様式に、より正確に記入してください。

隣接住民や周辺住民から開発者に提出された意見書がある場合は、意見書に対する見解書を相手に送付後、当該意見書及び見解書を添付して提出してください。

中高層建築物の場合、事業計画による周辺への影響に対する配慮について、相模原市中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例施行規則（平成2年相模原市規則第3号。以下「中高層条例施行規則」という。）第12条に掲げる図書を添付してください。

また、縦覧用の資料も提出してください。詳細は窓口にてお問い合わせください。

※ 条例に基づいた説明を受けた住民は、開発事業の説明に対する再意見書の提出ができます。（第12条）

※住民が市長を経由して、開発者へ再意見書を提出できる期間⇒
（中14日間:大規模開発事業に限る。）

説明報告書提出より中7日
（中14日）以上経過後

7. 事前協議（条例第13条）

申請

開発事業説明報告書を提出し、所定の縦覧期間が満了した日の翌日以後、「事前協議申請書」及び「関係図書」を開発調整課に提出してください。

なお、提出書類の部数、内容は「開発事業基準条例に基づく事前協議・関係各課一覧」（P30、31）を参照し、窓口にてお問合せください。

約14日

※関係各課から計画についての意見⇒

回答

※ 電気・水道・ガス事業者との協議は時間を要するので、早めに協議を進めておいてください。

電気・水道事業者との協議書の写し、ガス事業者との供給回答書の写しがなければ、協議締結することができません。

8. 開発事業に関する協議（条例第14条）

申請

(1) 開発行為

開発行為に該当する事業は開発行為許可申請を行う前に、法第32条の規定に基づく公共施設管理者の同意及び協議が必要となるため、「開発事業協議申請書」を開発調整課に提出してください。→P10参照

提出後、関係各課（公共施設管理者含む。）と協議を行い、申請書類一式に関係各課からの協議済み印の押印を受けてください。

各課からの協議意見（回答）を開発調整課から受領しましたら協議書の作成をしてください。

各課からの協議済み印の押印を受けた図書一式及び協議書が整いましたら、開発調整課に提出し協議の締結を行います。

協議資料が整ってから約14日

(2) 建築事業

条例に該当する建築事業は公共施設管理者との協議が必要です。「開発事業協議申請書」を開発調整課に提出してください。→P10参照

提出後、関係各課と協議を行い、申請書類一式に関係各課からの協議済み印の押印を受けてください。

各課からの協議意見（回答）を開発調整課から受領しましたら協議書の作成をしてください。

各課からの協議済み印の押印を受けた図書一式及び協議書が整いましたら、開発調整課に提出し協議の締結を行います。

※ 開発事業協議申請時に必要な提出部数は、窓口にてお問合せください。

※関係各課から計画についての回答書⇒

回答

9. 開発事業協議書（条例第14条）**提 出****公共施設に関する協議書の取り交わし**

協議書の取り交わしは、次に掲げる書面及び図面をA4サイズで袋綴にし、2部提出してください。

（ア）開発事業協議書（許可、条例）

（イ）関係各部の回答書の写し

道路、公園等、ごみ・資源集積場所、排水施設、必要消防水利及び防災行政用同報無線
固定系子局のうち必要に応じた回答書

（ウ）実測図に基づく公共・公益施設の新旧対照図 ※協議済印不要

（エ）実測図に基づく公共・公益施設の求積図 ※協議済印不要

※ 開発事業協議書の書式は、HPIに掲載しています。

公共施設等の整備が伴わない開発事業にあつては、開発事業協議書の取り交わしを省略することができます。この場合、同意・協議を必要としない旨の書面を申請者に交付します。

約
2
～
4
日

「1.開発事業の適用に関する照会」 から約2.5～3.5ヶ月（約3.5～4.5ヶ月：大規模開発事業）⇒

※「7.事前協議」申請から約2ヶ月⇒

協 議 締 結

※ 開発行為に該当する場合は、開発許可申請が必要となります。詳細は、P13以降を参照してください。

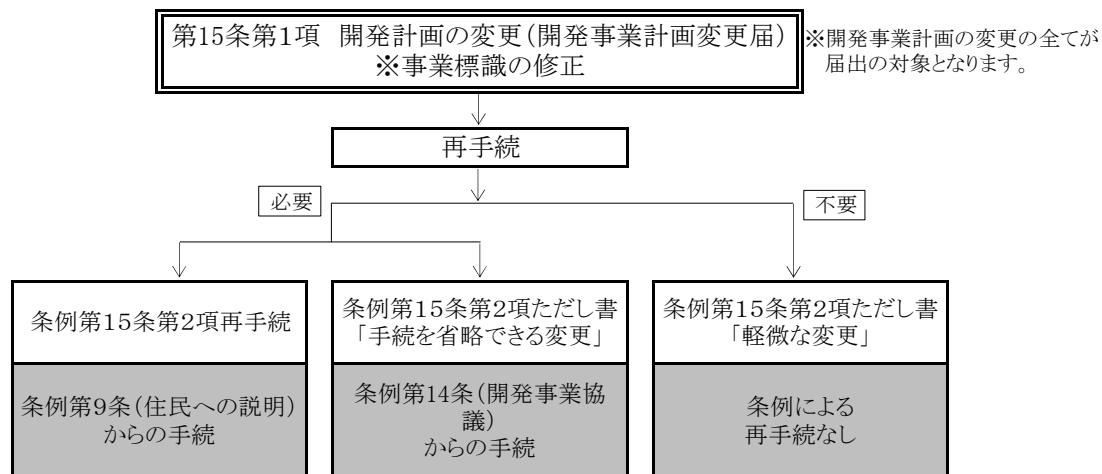
開
発
行
為
に
該
当

10. 計画変更（条例第15条）**計画変更届の提出****開発事業計画の変更手続**

開発事業計画を変更しようとする場合は、開発事業計画変更届の届出対象となります。

届出後に必要となる手続は、変更内容によって異なります。

※ 開発事業計画変更届の書式は、HPIに掲載しています。



なお、当該開発事業が開発行為の場合にあつては、開発行為の変更許可申請（法第35条の2）又は軽微な変更（法第35条の2第1項ただし書）の手続が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

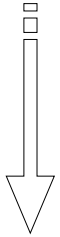
11. 工事着手届の提出（条例第16条他）

工事着手届の提出

着手時には「工事着手届」を提出してください。

※ 工事着手届は工事着手を行うに当たって速やかに提出ください。

※ 法第29条の許可を要する開発行為にあつては、P26を参照してください。



12. 工事完了届の提出「適合する旨の通知書」の交付（条例第17条他）

工事完了届の提出

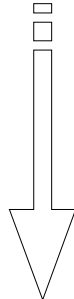
完了時には「工事完了届」を提出し、完了検査を受けてください。完了検査の結果、「開発事業に関する協議書」により合意した事項に適合し、建築事業完了に伴う図面及び登記関係書類（登記原因証明情報兼土地所有権移転登記承諾書等）の提出後に「開発事業に係る工事の適合する旨の通知書（以下、適合通知書）」が交付され、全ての手続が終了となります。

※ 工事完了届は工事完了後速やかに提出ください。

※ 完了検査後、登記関係書類（登記原因証明情報兼土地所有権移転登記承諾書等）は、遅滞なく提出してください。

※ 法第29条の許可を要する開発行為にあつては、P26を参照してください。

※ 法第29条の許可を要する開発行為にあつては、適合通知書に代えて法第36条の規定による検査済証が交付されます。



検査後
約7日
～
14日

交 付

13. 条例手続 必要書類及び添付図書等一覧

手続	部 数	必 要 書 類 及 び 添 付 図 書 等
照会申請書 (条例第6条、規則第4条) ※市街化調整区域の添付図書については、窓口で確認してください。	正1	☒ 相模原市開発事業の適用に関する照会申請書(鑑) ☐ 土地の登記事項証明書(法務局発行のもの) ☐ 公図の写し ☒ 周知報告書 ☐ その他市長が必要と認める図書(区域の求積図、切盛求積図等) ☐ 案内図 ☐ 現況図 ☐ 土地利用計画図
事前届出書 (条例第7条、規則第5条)	正1 A4フラット ファイル	☒ 事前届出書(鑑) ☐ 照会申請書の回答書の写し ☒ 開発事業代理人選任届(※) ☐ 案内図 ☐ 土地利用計画図
開発事業標識設置報告書 (条例第8条、規則第7条)	正1 (注2)	☒ 開発事業標識設置報告書(鑑) ☐ 事業標識を設置した状況の写真(縦覧日等の必要事項を記入した場合に随時提出) ☒ 建築計画概要書(中高層建築物の場合) ☐ 中高層条例施行規則第8条に掲げる図書(中高層建築物の場合) ※ 詳しくは、建築政策課にお問合せください。 ☐ 事業標識設置位置図
住民等への説明資料 ※説明内容及び説明回数等は、「相模原市開発事業基準条例の解説」をご確認下さい。		☐ 開発者の挨拶文 ☒ 開発事業基準条例に基づく説明概要書に記載する内容(説明すべき事項:規則第8条) ☐ 案内図 ☐ 土地利用計画図 ☐ 建物平面図(各階)、立面図、断面図 ☐ 造成断面図 (1m以上の切土、盛土がある場合) ☐ 中高層条例施行規則第11条第2項に掲げる事項 (中高層建築物の場合) ☐ その他説明に必要な図面等
開発事業説明報告書 (条例第11条、規則第10条)	正1 (注2)	☒ 開発事業説明報告書(鑑) ☒ 説明報告書 ☐ 説明範囲図(土地所有者が確認できるように、公図上に記載すること) ☐ 隣接住民一覧表、周辺住民一覧表(大規模事業に限る。) ☐ 意見書及び意見書に対する見解書(意見書の提出があった場合) ☐ 必要事項を記入した事業標識の写真 ☐ 「住民への説明資料」一式 ☐ 縦覧用資料(窓口でご確認下さい) ☐ 中高層条例施行規則第12条に掲げる図書(中高層建築物の場合)
	正1	☐ 再意見書及び当該再意見書に係る見解書(縦覧期間中に再意見書が提出された場合)
事前協議申請書 (条例第13条、規則第12条)	正1 副 - (注3)	☒ 事前協議申請書(鑑) ☒ 開発事業計画の概要書 ☒ 建築計画概要書(専用住宅の場合は除く) ☒ 土地の所有者による事前協議申請手続承認書(申請者と土地所有者が異なる場合) ※添付図書等は、「開発事業基準条例に基づく事前協議・関係各課一覧」を参照のこと
開発事業協議申請書 (条例第14条、規則第13条)	正1 副2～6(注3)	☒ 開発事業協議申請書(鑑) ※添付図書等は、「開発事業協議申請書及び開発許可申請書等添付書類一覧表」を参照のこと
開発事業協議書 (条例第14条、規則第13条)	正2	☒ 開発事業協議書(許可、条例)(鑑) ※添付図書等は、「開発事業協議申請書及び開発許可申請書等添付書類一覧表」を参照のこと
工事着手 ※開発行為についてはP26参照	正1	☒ 開発事業工事着手届(鑑) ☐ 工程表
工事完了 ※開発行為についてはP26参照	正1	☒ 開発事業工事完了届(鑑) ☐ 開発事業に係る工事を完了した開発事業区域を撮影した写真 ☐ 公共施設等の管理者の許可又は承認を得て行った工事の完了届の写し ☐ 完了平面図 開発事業工事完了届提出時にお持ちください。 ☐ 完了図面一式(チェック用1部)→P11、12参照

(注1) ■は市のHPで雛形をダウンロード可能です。(ダウンロード方法はP29を参照してください。)

(注2) 予定建築物が中高層建築物の場合、正2部必要となります。

(注3) 副の部数は計画の用途、規模等によって異なります。窓口で確認してください。

(※) 開発事業代理人選任届は、代理人が条例に基づく手続きを行う前に提出してください。

14. 開発事業協議申請書及び開発許可申請書等添付図書一覧表

	協議 申請時	事業 協議書	開発許可申請時 (該当時のみ)		
			自己	自業	自外
1 申請書類 (■ ホームページでダウンロード可を示す)					
■ ● 「開発事業協議申請書」	●				
■ ★ 「開発事業協議書(許可、条例の別あり)」		★			
■ ○ 「開発行為許可申請書」			○	○	○
2 添付書類 (※開発許可申請時の添付図書の詳細はP13～16を参照のこと)					
■ 1 設計概要書(自己居住用)又は設計説明書			○	○	○
■ 2 公共施設の一覧表(従前、新設、付替)				○	○
公共施設管理者の同意・協議:関係各部回答書の写し		★			
□ 3 公共施設管理者の同意書(国・県管理のもの)			○(該当時)		
※私道管理者の同意が必要な場合は、「公共施設管理者の同意書」及び「印鑑登録証明書」を添付のこと。	▲				
■ 4 開発区域内権利者一覧表			○	○	○
■ 5 開発行為の施行等の同意書(土地所有者が本人の場合、不要)			○	○	○
□ 6 開発区域内の土地及び建物登記事項証明書(住所表示の変更証明)			○	○	○
■ 7 資金計画書(収支計画、年度別資金計画)				◎	○
■ 8 申請者の資力及び信用に関する申告書			☆	◎ ☆	○
■ 9 工事施行者の能力に関する申告書			☆	◎ ☆	○
■ 10 設計者の資格に関する書類			◎	◎	◎
■ 11 委任状			○	○	○
□ 12 34条に関する申告書(照会申請時の添付書類等 ※P17参照)			○(該当時)		
□ 13 水道・電気の協議書の写し、ガスの供給回答書の写し	▲				
□ 14 防犯灯設置協議報告書の写し	▲				
■ 15 消防に係る施設等の概要	▲				
□ 16 その他の書類(各種理由書等) 法第34条各号の書類(P17)	▲				
3 添付図面等					
□ ① 開発事業区域位置区域図	●		○	○	○
□ 2 現況図	●		○	○	○
□ 3 公図の写し	●		○	○	○
□ ④ 実測図に基づく公共・公益施設新旧対照図	●	★	○	○	○
□ 5 実測図に基づく公共・公益施設求積図	●	★	○	○	○
□ 6 実測図に基づく宅地求積図	●		○	○	○
□ ⑦ 土地利用計画図	●		○	○	○
□ 8 造成計画平面図、断面図	▲		△	△	△
□ 9 緑化施設植栽計画平面図及び緑化施設求積図	▲		△	△	△
□ 10 道路計画平面図、道路縦断面図、道路横断面図	▲		△	△	△
□ 11 排水施設計画平面図、排水施設縦断面図	▲		△	△	△
□ 12 給水施設・消防水利計画平面図	▲		△	△	△
□ 13 崖の断面図	▲		△	△	△
□ 14 擁壁等の断面図、展開図、配筋図、	▲		△	△	△
□ 15 各種構造物(道路・排水・公園・消防・ごみ資源集積場所・土留)	▲		△	△	△
□ 16 公園計画平面図、自主管理広場計画平面図及び求積図	▲		△	△	△
□ 17 構造計算書(地盤調査報告書)	▲		△	△	△
□ 18 予定建築物の平面図、立面図(高さ記入)	▲				
□ 19 その他担当課(所)が必要とする図面	▲		△	△	△
(注) △・▲ 印の書類・図面は、該当する場合もしくは要求された場合添付のこと。 ◎ 開発区域面積が1ha以上の場合					
<提出部数及び規格>					
● 「開発事業協議申請書」	A4折 正本:1部(図面に各課協議印)、副本(部数は窓口で確認して下さい)				
★ 開発行為該当 :都市計画法第32条の規定に基づく公共施設に関する協議書	A4折(袋綴じ)				
建築事業該当 :開発事業に関する協議書	正本:2部				
○ 「開発行為許可申請書」	A4折(ファイル綴じ) 正本・副本:各1部				
☆ 盛土規制法の許可対象要件に該当する場合	開発登録簿用:土地利用計画図1部(申請時に別途提出)				

※協議申請時に添付する図面の作成についても、「開発行為許可申請添付図面一式」(P14～P16)を参照のこと。

15. 開発事業協議申請及び開発行為許可申請添付図面一式

番号	図面の名称	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	備 考																																								
①	開発事業区域 位置区域図	1/2500	☐ 方位、開発事業区域 ☐ 凡例 ☐ 用途地域、建ぺい率、容積率	・市販の図面(白図)とする。 ・区域は図面の中央に配するものとし、開発事業区域が2面以上にわたる場合は、貼り合わせて1枚の大きさとする。 ・開発事業区域境界を赤実線で表示																																								
2	現況図	1/200 ～ 1/500	☐ 方位、縮尺、現況地盤高、等高線(2mごと)、開発事業区域 ☐ 開発事業区域とその周辺(区域界から50m以内)の地形、地物(電柱等を含む)等の現況実測 ☐ 道路、水路等の公共施設の位置、名称及び形状構造(着色し表示) ☐ 道路交点の現況地盤高(GH)を表示 ☐ BM位置とその高さ(明確な位置記入) ☐ 凡例	・開発事業区域境界を赤実線で表示 ・基準高は標高又はKBM(10.00等)とする。 ・開発事業区域及び周辺が平坦の場合は20m間隔に方眼を切り、各交点及び隣地との境界部分の現況地盤高を記入 ・着色は次による。 公 道 …… 茶色 水 路 …… 青色 青 地 …… 紫色 位置指定道路 …… 黄色 (番号、指定日、幅員記入) ・公共施設の境界の立会確認の後測量を行う。(境界杭等の位置を明示)																																								
3	公図の写し		☐ 方位、縮尺 ☐ 公道、水路、青地等の着色 ☐ 閲覧場所(横浜地方法務局相模原支局等) ☐ 転写年月日 ☐ 作成者名 ☐ 開発事業区域内の土地の地番、地目、地積、所有者住所・氏名 表形式 (土地所有者一覧)で記載	・公図作成範囲は、開発事業区域とその周辺区域。公図上の開発事業区域境界は赤実線で表示 ・3か月以内のもの ・着色は次による。 公 道 …… 茶色 水 路 …… 青色 青 地 …… 紫色 位置指定道路 …… 黄色																																								
④	実測図に基づく 公共・公益 施設 新旧対照図	1/200 ～ 1/500	☐ 開発事業区域周辺の道路の位置 ☐ 既存・新設・廃止の公共施設の所有者、管理者 既存・廃止 …… 塗りつぶし 新 設 …… 新設部分を線で囲む ☐ 既存・新設各々別々に一連番号を付す 公 共 施 設 …… 既存①～、新設①～ 公 益 施 設 …… 既存A～、新設A～ その他の公共施設 …… 既存①～、新設①～ ☐ 凡例 ※ 廃止とは、公共施設の所有者から払下げを受けることとなるもの ☐ 工区分けをする場合は、工区線及び工区番号を記入(以降の図面も同様) ※ 工区番号は完了を予定している順で付すこと	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">既 存</th> <th colspan="2">新 設</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">所有者 - 管理者</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>市</td> <td>市</td> <td>市</td> <td>…青色</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>県</td> <td>県</td> <td>県</td> <td>…桃色</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>私</td> <td>私</td> <td>私</td> <td>…茶色</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(付替廃止)</td> <td colspan="2">(付替新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>市</td> <td>市</td> <td>市</td> <td>…黄色</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>廃止(払下) …緑色</td> </tr> </tbody> </table> 公共 公益 黒色 － オレンジ色	既 存		新 設			所有者 - 管理者					市	市	市	市	…青色	県	県	県	県	…桃色	私	私	私	私	…茶色	(付替廃止)		(付替新設)			市	市	市	市	…黄色					廃止(払下) …緑色
既 存		新 設																																										
所有者 - 管理者																																												
市	市	市	市	…青色																																								
県	県	県	県	…桃色																																								
私	私	私	私	…茶色																																								
(付替廃止)		(付替新設)																																										
市	市	市	市	…黄色																																								
				廃止(払下) …緑色																																								
5	実測図に基づく 公共・公益 施設求積図	1/200 ～ 1/500	☐ 存続、付替廃止、廃止施設 新設、付替新設(付替により設置される公共施設) ☐ 既存・新設公共・公益施設の求積表 ☐ 種別集計及び総計(開発事業区域面積)	・既存・新設公共・公益施設の番号は、新旧対照図に付した一連番号と同じ番号 ・宅地は各々について求積 ・求積は三斜計算又は座標計算とする。 ・単位はm及び㎡とする。(小数第二位止め)																																								
6	実測図に基づく 宅地求積図	1/200 ～ 1/500	☐ 宅地求積表(宅地番号を付す) ☐ 種別集計及び総計(開発事業区域面積)																																									

番号	図面の名称	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	備 考
⑦	土地利用 計画図	1/200 ～ 1/500	☐ 方位、縮尺、開発事業区域、凡例 ☐ 開発事業区域の周辺の現況（道路の幅員、名称、構造、電柱等の位置） ☐ 道路、公園、水路、排水施設その他の公共・公益施設の名称、位置、形状（幅員、延長、管径等）構造及び規模 ☐ 消火栓及び防火水槽等消防水利の位置形状、規模、名称、活動空地 ☐ ガケ、擁壁、土留壁等の位置（底板の位置も含む）、種類、延長及び高さ ☐ 予定建築物の敷地面積、形状及び用途並びに用途による土地の利用区分（配置） ☐ 各公共・公益施設及び予定建築物の敷地の計画高、開発事業区域周辺の現況、地盤高並びに主要地点の計画高、勾配 ☐ 排水施設（道路付帯構造物を含む）の位置、種類、形状、方向、構造及び規模 ☐ 既設管の位置及び人孔深 ☐ 給水施設の位置、形状、内法寸法、材質 ☐ KBMの位置とその高さ ☐ 造成・道路・排水施設計画断面図又は断面構造図作成に伴う測線、測点、断面位置の表示線 ☐ 建築物等概要 ☐ 新設する東電柱及び埋設管（水道、ガス）等	・開発事業区域境界を赤実線で表示 ・高さの表示は次による 現況地盤高 …… GH 宅地計画地盤高 …… FH 道路計画高 …… RFH ・擁壁等の高さが1mを越える場合は構造計算書を添付 ・着色は次による。 雨水施設 …… 青色（浸透施設は水色） 汚水施設 …… 茶色 給水施設 …… 緑色 都市ガス……オレンジ 緑化施設 …… 黄緑色 ・緑化施設面積・緑化施設率、緑被率等を表示 ・給水施設の既存及び取水位置を明示 ・基準高はKBM(10.00等)でよい ・造成・道路・排水施設計画平面図を土地利用計画図で兼ねる場合表示 ・建築物用途、構造規模、開発面積、敷地面積、延床面積を表示
8	造成計画 平面図	1/200 ～ 1/500	☐ 方位、縮尺、開発事業区域 ☐ 開発事業区域の周辺（区域界から50m以内）の現況 ☐ 切土及び盛土部分の色分け ☐ ガケ又は擁壁の位置、種類及び高さ ☐ 道路、公園、その他の公共、公益施設の位置、構造、形状及び名称 ☐ 公共、公益施設、宅地等の敷地の計画高、位置及び形状 ☐ 造成計画断面図作成に伴う測線、測点	・開発事業区域境界を赤実線で表示 ・切土、盛土部分の着色は次による 切土 … 黄色 盛土 … 赤色
	造成計画 断面図	H=1/200 ～ 1/500 V=1/100	☐ 基準線（DL）、計画地盤高（FH） 現況地盤高（GH） ☐ 切土及び盛土部分の色分け ☐ 擁壁、崖、道路、土留壁の位置及び形状 ☐ 道路境界及び隣地境界を明記	
9	緑化施設植栽 計画平面図及び 緑化施設求積図		水みどり環境課又は津久井地域環境課に確認すること	
10	道路計画 平面図 ※2 ※3	1/200 ～ 1/500	☐ 方位、縮尺、開発事業区域 ☐ 開発事業区域の周辺の現況、道路幅員、構造 ☐ 道路、通路（敷地内の私道路）の位置構造、形状及び名称 ☐ 路線名、測線、測点（20m間隔及び道路交点等）、勾配 ☐ 道路の付帯構造物等の位置、構造、形状及び名称 ☐ 排水方向、BMの位置とその高さ	※2 開発事業区域内に道路を新設する場合に添付 ※3 出来るだけ「土地利用計画図」に記載する。 ・開発事業区域境界を赤実線で表示

番号	図面の名称	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	備 考
10	道路縦断面図 ※2	H=1/200 ～ 1/500 V=1/100	☐ 「道路計画平面図」の測線、測点と同一のもの ☐ 基準線(DL)、計画地盤高、現況地盤高 ☐ 測点、単距離、追加距離、地盤高、計画高、切土、盛土、勾配 ☐ 周辺の取付道路	※2 開発事業区域内に道路を新設する場合に添付 ・開発事業区域境界を赤実線で表示
	道路横断面図 ※2		☐ 「道路計画平面図」の測線、測点と同一のもの ☐ 擁壁、法面等の位置及び形状 ☐ 現況地盤、計画地盤及び基準線	
11	排水施設 計画平面図 ※3	1/200 ～ 1/500	☐ 方位、縮尺、開発事業区域 ☐ 排水施設の位置、種類、形状及び規模 管渠番号、測点 ☐ 排水方向、勾配及び吐口の位置 ☐ 放流先、河川、水路等の名称、構造、規模 ☐ 浸透施設設置除外区域の明示 ☐ 道路、公園、その他公益施設、宅地の計画高及び予定建築物の位置、形状 ☐ 雨水桝、汚水ます等の位置、形状、構造	※3 出来るだけ「土地利用計画図」に記載する。 ・開発事業区域境界を赤実線で表示 ・集水区域平面図(1/2500以上)を作成し添付。集水区域の区画割を行い、集水系統ブロック別に色分けし、記号及び排水方向を明示 ・流量計算書を添付
	排水施設 計画縦断面図 ※4	H=1/200 ～ 1/500 V=1/100	☐ 測点、管渠番号、管渠断面寸法(mm)、勾配(‰)、マンホール間距離、流速(m/sec)、流量(m ³ /sec) ☐ 現況・計画高地盤(cm)、計画管底高(mm) ☐ 土被り ☐ 流出先管渠 ☐ 放流先水面の最高、最低及び平水位	※4 管渠を布設する場合に添付
12	給水施設・ 消防水利 計画平面図 ※3	1/200 ～ 1/500	☐ 方位、縮尺、開発事業区域 ☐ 給水施設の位置、材質、内法寸法等 ☐ 消防水利の位置、形状、規模、名称	※3 出来るだけ「土地利用計画図」に記載する。 ・開発事業区域境界を赤実線で表示
13	崖の断面図	1/50 以上	☐ 崖の高さ及び勾配 ☐ 土質(土質の種類が2以上である場合は、それぞれの土質及びその地層の厚さ) ☐ 切土又は盛土をする前の地盤面及び計画面 ☐ 崖面の保護構造、種別及び規模	
14	擁壁等の 構造図		☐ 擁壁の材料、種類、勾配、形状寸法 ☐ 透水槽の位置、種類、形状、寸法 ☐ 擁壁を設置する前後の地盤面 ☐ 基礎地盤等の土質、基礎杭等の材料、位置、寸法	・展開図を添付(複数の擁壁タイプが並ぶ場合や、高低差が大きい場合等) ・配筋図を添付
15	各種構造図		☐ 平面・断面詳細図	構造図は道路施設、排水施設、公園施設、消防水利、公益施設その他とする。
16	公園計画平面図・自主管理 広場計画平面図及び求積図		※ 公園課又は津久井地域環境課に確認すること。	
17	構造計算書			・1mを超える擁壁等を設置する場合 ・地盤調査報告書添付(事前に別途相談)

16-1. 開発事業基準条例(建築事業)完了に伴う提出図面(相模原地区)

開発事業基準条例(建築事業)の完了図面等提出部数表

	◆ 登記用		送付用					開発調整課	合計
	道路計画課	管財課	道(路)計画課	道(下)水道計画課	各環境事業所	公園課	予防課		
開発事業区域位置区域図	別途、道路担当課の指示による	2	2	3	1	1	3	1	
公図の写し		2	1	3	1	1	3	1	
実測図に基づく公共(公益)施設の新旧対照図		2	2	3	1	1	3	1	
公共施設用地確定測量図 (旧 実測図に基づく公共・公益施設求積図)		2	1	★2	1	1	★3	1	
完了平面図・地下埋設図・排水施設完了平面図 (旧 土地利用計画図)			3	4	1	1	3	1	

(注意事項)

- 1 事前に上記図面等を1部提出し、チェックを受けること。なお、公共施設用地確定測量図は各公共施設管理者のチェックを受けること。
 - 2 公共施設等について事前協議審査意見書により完了図面、完了写真等提出の指示があったときは、当該図面を担当課に提出すること。
 - 3 開発事業区域を工区に分けたときは、完了部分を任意の色で明示すること。
 - 4 公共施設に関する工事が完了したときは、当該部分を紫色で明示すること。
- ◆ 条例第34条の規定により公共施設用地が市に帰属されるときは、別途登記書類と共に当該図面を担当課に提出すること。
- ★ 条例第34条の規定により、雨水調整池・防火水槽等の公共施設用地が市に帰属されるときに提出すること。

16-2. 開発事業基準条例(建築事業)完了に伴う提出図面(城山・津久井・相模湖・藤野地区)

開発事業基準条例(建築事業)の完了図面等提出部数表

	◆登記用		送付用					開発調整課	合計
	道路計画課	管財課	道(路道計画分課)	道(下水道計画分課)	津久井クリーンセンター	津久井地域環境課	予防課		
開発事業区域位置区域図	別途、道路担当課の指示による	2	2	3	1	1	3	1	
公図の写し		2	1	3	1	1	3	1	
実測図に基づく公共(公益)施設の新旧対照図		2	2	3		1	3	1	
公共施設用地確定測量図 (旧 実測図に基づく公共・公益施設求積図)		2	1	★2	1	1	★3	1	
完了平面図・地下埋設図・排水施設完了平面図 (旧 土地利用計画図)				3	4	1	1	3	1

(注意事項)

- 1 事前に上記図面等を1部提出し、チェックを受けること。なお、公共施設用地確定測量図は各公共施設管理者のチェックを受けること。
 - 2 公共施設等について事前協議審査意見書により完了図面、完了写真等提出の指示があったときは、当該図面を担当課に提出すること。
 - 3 開発事業区域を工区に分けたときは、完了部分を任意の色で明示すること。
 - 4 公共施設に関する工事が完了したときは、当該部分を紫色で明示すること。
- ◆ 条例第34条の規定により公共施設用地が市に帰属されるときは、別途登記書類と共に当該図面を担当課に提出すること。
- ★ 条例第34条の規定により、雨水調整池・防火水槽等の公共施設用地が市に帰属されるときに提出すること。

1. 開発行為許可申請の手続

→提出書類 P10

開発行為の許可を受けるには、以下の添付書類(2.)及び図面(3.)を作成し、**開発調整課**へ申請してください。

2. 開発行為許可申請添付書類一式

番号	書類の名称	適用	注意事項
鑑	開発行為許可申請書		
1	設計概要書(自己の居住用) 又は設計説明書	・設計の方針の欄には、全体計画、道路計画、排水計画(汚水・雨水)、公園緑地計画、清掃施設計画、消防水利計画等を記入	
2	従前の公共施設の一覧表 新設する公共施設の一覧表 付替に係る公共施設の一覧表	・新旧対照図に附した番号を記入(道路・公園・下水道・消防水利等、法に規定されている公共施設とする。)	
3	公共施設管理者の同意及び協議	・公共施設管理者の同意及び協議済を証するもの	・市が公共施設管理者の場合は、添付図面の協議済印をもってそれに代える ・直轄国道(16号・20号)や河川(境川・相模川)等は同意協議先に注意すること
4	開発区域内権利者一覧表	・開発区域内の土地又は建築物等に関する全ての権利について記入	
5	開発行為の施行等の同意書	・開発区域内の土地、造成協力地及び関する工事区域、又は建築物等の所有者その他権利を有する者の全ての同意を証する書類を添付(権利者が申請者の場合は、申請者の同意書は不要)※要実印	※同意者本人意思確認書類を添付(印鑑証明書等) ・土地又は建築物等の権利者が死亡している場合は、戸籍謄本・除籍謄本を添付し、全ての法定相続人の同意が必要
6	開発区域内の土地及び建物 登記事項証明書		・開発区域となるべき土地及び建物の最新の登記事項証明書(全部事項証明書)を添付
7	資金計画書 (1)収支計画 (2)年度別資金計画	借入金の場合 ・銀行等からの融資証明書	自己資金の場合 ・銀行等の残高証明書
8	申請者の資力及び信用 に関する申告書	法人の場合 ・法人税(その1)及び法人事業税の納税証明書(前年度)(納付済額等の記載があるもの) ・法人の登記事項証明書 ・財務諸表(直前の事業年度) ・暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書	個人の場合 ・所得税(その1)の納税証明書(前年度)(納付済額等の記載があるもの) 会社員の場合は源泉徴収票の写し ・住民票 (マイナンバーの記載のないもの) ・暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書
9	工事施行者の能力 に関する申告書 *土木工事業等の免許を有している必要があります。	法人の場合 ・法人税(その1)及び法人事業税の納税証明書(前年度)(納付済額等の記載があるもの) ・法人の登記事項証明書(全部事項証明書) ・事業経歴書 ・建設業(土木工事業等)の許可通知書(建設業者・宅建業者等企業情報等検索システムで確認できない場合は、許可証明書)	個人の場合 ・所得税(その1)の納税証明書(前年度)(納付済額等の記載があるもの) ・住民票 (マイナンバーの記載のないもの) ・事業経歴書 ・建設業(土木工事業等)の許可通知書(建設業者・宅建業者等企業情報等検索システムで確認できない場合は、許可証明書)
10	設計者の資格に関する書類	開発面積が1ha以上のもの。	・卒業証明書又は免許証の写しを添付
11	委任状	・申請者以外の者が許可手続等を代行する場合に添付	・被委任者の本人確認書類(身分証明書等)
12	法第34条に関する申告書	・市街化調整区域における開発行為	・別途指示による(P17参照)

※ 申請事由(開発の目的:自己の居住用・自己の業務用・自己用以外)によって、添付書類が異なります。

※ チェック用の書類及び図面(協議申請と同じ)を、公共施設管理者の同意及び協議締結前に1式提出願います。

※ 添付する証明書等は、申請時前3ヶ月以内に発行されたものとします。

3. 開発行為許可申請添付書類(法第34条関係)

● 必ず必要

○ 該当する場合に必要

法第34条各号 提出図書	1号 日用品店舗	1号 公共公益施設	2号 観光資源施設	4号 処理加工施設・植物工場	6号 中小企業共同化施設	7号 既存工場関連施設	9号 給油所・休憩所	12号				14号										
								① 農家分家	② 次世代分家	③ 収用移転	⑤ 非農家住宅	① ② 従業員宿舎	③ 農家分家等 12号以外	④ 自治会館・児童クラブ等	⑥ 収用移転 12号以外	⑩ 二特以外の施設	⑭ 社寺仏閣・納骨堂	⑰ 管理棟	⑲ 医療施設	⑳ 社会福祉施設	㉒ 特定流通業務施設	㉓ 指定既存集落
事業用定期借地権設定契約書写し	○	○	○	○	○	○	○					○		○		○		○	○	○	○	
土地使用貸借等契約書写し	○		○	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	
承諾書(法定相続人)								○	○		○		○									
土地売買契約書写し	○	○	○	○	○	○	○					○		○		○	○	○	○	○	○	○
贈与証書写し								○	○		○		○									○
建築物の配置図、平面図、立面図	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
近郊緑地保全法届出書写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
営業許可書等写し	○			○			○														●	
資格免許等写し	○	○		●			○												●		●	
他法令による許認可書等写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
誓約書	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
協議記録	●	●	●	●	●	●	●							●		●			●	●	●	
理由書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
法人登記簿謄本又は住民票 (マイナンバーの記載がないもの)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
法人定款	○	○	○	●	●	●	○					●		○		●	○	●	●	●	●	
戸籍謄本								●	●		●		●									●
家系図								●	●		●		●									●
耕作証明書				●				●					○									
収用証明書										●					●							
事業施行者からの要請文										●					●							
連たん図														○								○
貸付け決定(内定)通知書の写し					●																	
その他市長が必要と判断した書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 上記以外の提出図書については、別途指示します。

※ その他必要と判断した書類を提出していただく場合があります。

1. 工事着手届及び許可の表示

→提出書類 P26

開発行為の工事着手後、速やかに「工事着手届」、「工程表」を提出してください。また、開発許可済の標識を設置し、工事着手から工事完了公告日まで掲示しておかなければなりません。

2. 開発行為の変更許可申請(法第35条の2)

法第30条第1項各号の事項の変更をする場合は、変更許可が必要です。また、「公共施設管理者の同意及び協議」について変更が生じる場合は、変更許可申請前に条例のうち必要な手続を行う必要がある場合があります。

なお、変更関係の手続については、「都市計画法第35条の2の取扱い指針」によるものとします。

また、当初の開発許可の内容と同一性を失うような大幅な変更については、新たに開発許可を受ける必要があります。

法第35条の2の取扱い指針

法第30条	省令第15条	項 目	変 更 内 容
第1項第1号		1 開発区域の位置、区域、規模	① 開発区域の変更 ② 工区数の変更 ③ 工区の区域変更 ④ 区画数の変更
第1項第2号		2 予定建築物等の用途等	① 予定建築物等の用途の変更 ② 自己用、自己用外等の別の変更
第1項第3号		3 開発行為に関する設計	原則として、開発行為に関する設計の変更のうち、第33条に規定される技術に関する再審査を必要とするものは、変更許可の対象とする。 ① 公共施設 ・法第32条に規定される同意、協議の変更 (1)道路 ・道路の位置、形状及び幅員の変更 (2)法に規定される義務設置公園、広場及び緑地 ・公園、広場及び緑地の位置、形状及び規模の変更 (3)排水施設等 ・排水施設の位置㉞、構造及び能力の変更 ・公共ますの位置㉟、構造、新設、増減及び廃止 (4)消防水利施設 ・消防水利施設の位置㊱、構造及び能力の変更 ② 法第33条に規定される技術審査を要する公共施設以外の施設等 (1)給水施設 ・給水施設の構造及び能力の変更 (2)公益的施設 ・当該施設の位置㉡、形状及び規模の変更 (3)樹木の保存、表土の保全 ・保存、保全する位置、形状及び規模の変更 (4)緩衝帯 ・緩衝帯の位置、形状及び規模の変更 ③ 敷地の形状 ・予定建築物等の敷地の形状の変更(軽微な変更で扱える変更以外の変更) ④ 擁壁 ・擁壁の新設、当初許可を受けた擁壁の構造の変更(1mを超えるもの) ⑤ 地盤改良 ・地盤改良の工法の変更
第1項第4号		4 工事施行者	① 工事施行者の変更で、軽微な変更で扱える変更以外の変更
第1項第5号	3号	5 法第34条の該当号の別	① 法第34条の該当号及びその理由の変更
	4号	6 資金計画	① 資金計画の変更

(注意事項)

※当初の開発許可内容と同一性を失うような大幅な変更は含まない。

- ㊦ 同一路内での軽微な占用位置の変更は除く。
- ㊧ 宅地内の同一辺上での位置変更で流末管きよの変更のないものは除く。
- ㊨ 防火水槽(私管理)の位置変更にあつては、開発区域外周の一边の長さの1/10未満は除く。
(一边とは当初の設置予定箇所に最も近接した辺)
- ㊩ ごみ・資源集積場所(市帰属)にあつては、同一辺上での位置変更は除く。

変更許可申請書添付図書

書類の名称	区域の変更	用途の変更	設計の変更	工事施行者
開発行為変更許可申請書	○	○	○	○
設計説明書又は設計概要書	○	○	○	
公共施設管理者の同意及び協議	○	○	○	
公共施設一覧表(従前・新設・付替)	○	○	○	
開発区域内権利者一覧表	○			
権利者の同意書	○			
土地登記事項証明書	○			
法人登記事項証明書				○
資金計画書	○	○	○	
施行能力に関する申告書				○
委任状	○	○	○	○
図面	○	○	○	

(注意事項)

※ 変更許可を申請する前に、公共施設管理者との協議が必要な場合は、開発調整課に係る図書を提出して関係各課と打合せをしてください。

※ 変更許可申請書は・開発行為の概要 ・開発許可の許可番号 ・変更の理由を記載 する。

※ 図面は、変更後の図面とする。(変更に係る図面のみ)

※ 上表で、○印があっても変更事項がない場合は添付不要です。

※ 申請部数は、正本1部(同意等は、図面への協議済印に代える)、副本1部です。

また、指示ある時は、開発登録簿用図面を変更許可申請時に提出してください。

※ 変更許可後、指示ある時は速やかにその工事の工程表を提出してください。

3. 軽微な変更(法第35条の2第3項)

→提出書類 P26

開発許可を受けた者は、法第35条の2第1項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をした時は、「開発行為変更届出書」を遅滞なく提出してください。

省令第28条の4	項 目	変 更 内 容
第1号	設計の変更のうち予定建築物等の敷地の形状の変更	敷地の変更で次に掲げるものを除く (1) 敷地の規模の1/10以上の増減を伴うもの (2) 住宅以外の建築物又は第1種特定工作物の敷地規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が1,000㎡以上となるもの
第2号	工事施行者の変更	工事施行者の変更で次に掲げるものに限る (1) 開発区域面積1ha未満かつ自己居住用又は自己業務用の開発行為の工事施行者の変更 (2) 自己用外の開発行為で、工事施行者の氏名、名称又は住所のみの変更
第3号	工事着手予定年月日又は工事完了予定年月日の変更	・工事着手予定年月日から概ね6カ月を過ぎた場合 ・工事完了予定年月日から概ね1カ月を過ぎる場合

4. その他の変更について

下記の項目の変更については、条例様式の「開発事業計画変更届」を遅滞なく提出してください。

- 申請者(地位の承継は除く)の住所変更、社名変更、代表者変更
- 設計者の住所変更、社名変更
- 設計者の主体の変更

5. 地位の承継（法第44条・法第45条）

→提出書類 P26

- 1) 法第44条の規定に基づく一般承継人は、開発許可に関する権原を承継した旨を「地位承継届」を提出してください。
- 2) 法第45条の規定に基づく承認申請は、「開発許可承継承認申請書」を提出して、承認を受けてください。

6. 建築制限等（法第37条）

→提出書類 P26

許可を受けた開発区域内の土地には、法第36条第3項の完了公告があるまでは、建築物を建築することはできません。ただし、法第37条第1号の規定に基づく建築制限解除について承認（建築制限解除承認申請が必要）が受けられた場合は建築物を建築することができます。

7. 開発行為の廃止の届出（法第38条）

→提出書類 P26

許可を受けた開発行為を廃止する場合は、「開発行為に関する工事の廃止届出書」を提出してください。

8. 公共施設工事完了の届出（法第36条）

→提出書類 P26

公共施設の工事が完了したときは、「公共施設工事完了届出書」を提出して、検査を受けてください。検査の結果、開発許可の内容に適合し、公共施設完了に伴う図面（開発行為完了に伴う図面と同じ）及び登記関係書類（市に帰属がある場合）が提出された後に、「公共施設に関する工事の検査済証」を交付します。

9. 工事完了の届出（法第36条）

→提出書類 P26

工事(工区を分けた場合は、工区)が完了した場合は、「工事完了届」を提出して、完了検査を受けてください。
検査の結果、開発許可の内容に適合し、開発行為完了に伴う図面及び登記関係書類(市に帰属がある場合)が提出された後に、工事の「検査済証」が交付されます。

工事完了届を提出する際に、次の項目のうち該当するものについて事前に確認してください。

完了届出書 提出時 確認表

項 目		確認欄 適・否	備 考
①	開発事業基準条例により協議した公共施設等の施工はすべて完了しているか (承認工事や占用工事部分についても、本復旧が終わっているかを写真確認する)	☐ ☐	
②	土留め等(開発調整課確認分)の工事写真を提出しているか	☐ ☐	
③	登記書類は(検査日までに)各課に提出する準備はできているか	☐ ☐	
④	道路承認工事の完成届及び完成写真を道路担当課に提出しているか (道路担当課の受領印のある完成届の写しを開発調整課に提出)	☐ ☐	
⑤	道路占用掘削工事の完成届及び完成写真を土木事務所に提出しているか (土木事務所の受領印のある完成届の写しを開発調整課に提出)	☐ ☐	
⑥	公共下水道施工承認工事・物件設置の完成届を下水道保全課又は津久井下水道事務所に提出しているか (下水道担当課の受領印のある完成届の写しを開発調整課に提出)	☐ ☐	
⑦	ごみ・資源集積場所の工事写真を環境事業所又は津久井クリーンセンターに提出しているか	☐ ☐	
⑧	公園等、自主管理広場、緑化施設について、完成図面及び完成写真を公園課、水みどり環境課又は津久井地域環境課に提出しているか	☐ ☐	
⑨	消防水利の完成写真を予防課に提出しているか 予防課による検査が必要な場合、検査日は決定しているか	☐ ☐	
⑩	危機管理統括部 防災対策担当による検査が必要な場合、検査日は決定しているか	☐ ☐	
⑪	防犯灯の設置がされているか (設置できない場合は、地域振興課又は各まちづくりセンターの受領印のある念書の写しを開発調整課に提出)	☐ ☐	
⑫	特定都市河川の雨水阻害行為の許可を要する場合、予め、河川課と検査日程を調整しているか	☐ ☐	

10. 登記関係書類について

法第32条の協議によって公共施設の用地を市に帰属する場合、検査済証を交付するために、事前に分筆登記及び抵当権等の抹消(解除)手続を行い、登記関係書類(登記原因証明情報兼土地所有権移転登記承諾書等)の提出が必要です。なお、完了検査後、遅滞なく提出してください。

市開発事業基準条例の協議により帰属する場合も同様です。なお、添付図面については開発調整課にて確認してください。

登記申請書における「登記の原因となる事実又は法律行為」の別及び各担当課一覧表

	公 共 施 設			公 益 施 設
	道 路	公 園	下 水 道 用 地	ごみ・資源集積場所
開 発 行 為	法第40条 ※1	法第40条 ※1	法第40条 ※1	条例 第34条
建 築 事 業	条例 第34条	条例 第34条	条例 第34条	条例 第34条
開発事業協議 担当課	道路計画課	公園課 津久井地域環境課	道路計画課	各環境事業所 津久井クリーンセンター
登 記 担 当 課	道路計画課	管財課		

※1 公共施設の付替えがある場合⇒法第40条第1項、公共施設の新設がある場合⇒法第40条第2項

申請書ダウンロード方法

【 市ホームページ(トップページ) > 申請書ダウンロード > その他の申請書など > 開発行為にともなう登記申請書類等 】

11. 開発行為完了に伴う提出図面

→提出部数 P24、25

図面の名称	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	備 考																																																
地番目録		☐ 開発事業区域内すべての地番	※1 総筆数記入(以上〇〇筆)																																																
開発事業区域 位置区域図	1/2500	☐ 方位、開発事業区域 ☐ 凡例 ☐ 用途地域、建ぺい率、容積率	・個人情報の含まれない図面(白図や地形図等)を利用すること。 ・区域は図面の中央に配するものとし、開発事業区域が2面以上にわたる場合は、貼り合わせて1枚の大きさとする。 ・開発事業区域を赤枠で表示																																																
公図の写し		☐ 方位、縮尺、開発事業区域 ☐ 道路、水路、青地等の着色 ☐ 閲覧場所(横浜地方法務局相模原支局等) ☐ 転写年月日 (検査日以降又は分筆登記等完了日以降) ☐ 作成者名 ☐ 地番	・公図作成範囲は、開発事業区域及びその周辺とし地番のみ記入する。 ・着色は次による。 開発事業区域 …… 赤枠 水路 …… 青色 公道 …… 茶色 青地 …… 黄色 ※土地所有者一覧表は削除																																																
実測図に 基づく公共 (公益)施設 新旧対照図	1/200 ～ 1/500	☐ 開発事業区域周辺の道路の位置 ☐ 既存・新設・廃止の公共施設の所有者、管理者 既存・廃止 …… 塗りつぶし 新 設 …… 新設部分を線で囲む ☐ 既存・新設各々別々に一連番号を付す 公 共 施 設 …… 既存①～、新設①～ 公 益 施 設 …… 既存㉠～、新設㉠～ その他の公共施設 …… 既存㉡～、新設㉡～ ☐ 凡例 ☐ 工区分けをする場合は、工区線及び工区番号を記入(以降の図面も同様) ※工区番号は完了を予定している順で付すこと	凡例記入例 <table><tr><th colspan="2">既 存</th><th colspan="2">新 設</th><th></th><th></th></tr><tr><th>所有者</th><th>- 管理者</th><th>所有者</th><th>- 管理者</th><th>公共</th><th>公益</th></tr><tr><td>市</td><td></td><td>市</td><td></td><td>…青色</td><td>黒色</td></tr><tr><td>県</td><td></td><td>県</td><td></td><td>…桃色</td><td>-</td></tr><tr><td>私</td><td></td><td>私</td><td></td><td>…茶色</td><td>オレンジ色</td></tr><tr><td colspan="2">(付替廃止)</td><td colspan="2">(付替新設)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市</td><td></td><td>市</td><td></td><td>…黄色</td><td></td></tr><tr><td colspan="4"></td><td>廃止(払下)</td><td>…緑色</td></tr></table>	既 存		新 設				所有者	- 管理者	所有者	- 管理者	公共	公益	市		市		…青色	黒色	県		県		…桃色	-	私		私		…茶色	オレンジ色	(付替廃止)		(付替新設)				市		市		…黄色						廃止(払下)	…緑色
既 存		新 設																																																	
所有者	- 管理者	所有者	- 管理者	公共	公益																																														
市		市		…青色	黒色																																														
県		県		…桃色	-																																														
私		私		…茶色	オレンジ色																																														
(付替廃止)		(付替新設)																																																	
市		市		…黄色																																															
				廃止(払下)	…緑色																																														
公共施設 用地確定 測量図	1/200 ～ 1/500	☐ 方位、縮尺 ☐ 公共施設の管理者に関する書類に付した同一の番号を使用 ☐ 求積表 ☐ 種別集計及び総計(開発事業区域面積)	・完了に基づく実測とする。 ・求積は三斜計算又は座標計算とする。 ・単位はm及び㎡とする。(小数第二位止め)																																																
宅地確定 測量図	1/200 ～ 1/500	☐ 方位、縮尺 ☐ 求積表(各々の宅地の求積) ☐ 宅地番号 ☐ 種別集計及び総計(開発事業区域面積)																																																	
完了平面図	1/200 ～ 1/500	☐ 方位、縮尺、凡例 ☐ 開発事業区域の周辺の現況、道路幅員 構造等 ☐ 道路、公園、水路、その他の公共施設、公益施設の位置、形状、面積及び名称 ☐ 道路の付帯構造物等の位置、構造、形状及び名称 ☐ ガケ又は、擁壁の位置、形状及び種類の明示 ☐ 予定建築物の敷地、形状及び用途による土地利用区分(配置) ☐ 各公共(公益)施設及び予定建築物の敷地等、その他主要地点の地盤高GH) ☐ 消防水利の位置 ☐ 種別集計及び総計(開発事業区域面積)	・開発事業区域境界を赤実線で表示 ・着色は次による 雨水施設 …… 青色(浸透施設は水色) 汚水施設 …… 茶色 給水施設 …… 緑色 都市ガス …… オレンジ 緑 地 …… 黄緑色 ・その他許可申請時の土地利用計画図と同じ																																																

図面の名称	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	備 考
排水施設 完了平面図 ※2	1/200 ～ 1/500	☐ 方位、縮尺 ☐ 排水施設の位置、種類、形状及び規模管渠番号、測点、排水方向、勾配及び吐口の位置 ☐ 放流先、河川、水路等の名称、構造、規模 ☐ 道路、公園、その他公共施設、公益施設、宅地の地盤高及び予定建築物等の面積、位置、形状名称 ☐ 雨水樹、汚水ます等の位置、形状、及び規模	・完了に基づく実測とする ・開発事業区域境界を赤実線で表示
地下埋設図 ※2	1/200 ～ 1/500	☐ 方位、縮尺 ☐ 道路、公園、その他公共施設、公益施設、宅地の地盤高及び予定建築物等の面積、位置、形状名称 ☐ 予定建築物等の敷地面積、形状及び用途による土地利用区分(配置) ☐ 埋設管種の色分け ☐ 埋設管の規模、形状、土被り、管種、位置	・完了に基づく実測とする ・着色は、次による 雨 水 施 設 ……青色 (浸透施設は水色) 下 水 施 設 ……茶色 上 水 道 管 ……緑色 電 話 ……黄色 電 気 ……紫色 都 市 ガ ス ……オレンジ色 プ ロ パ ン ガ ス ……桃色
排水施設 完了縦断面図	H=1/200 ～ 1/500 V=1/100	☐ 測点、管渠番号、管渠断面寸法(mm)、勾配(%)、管渠延長、マンホール間の距離、流速(m/sec)、流量(m ³ /sec) ☐ 地盤高(cm)、管底高(mm) ☐ 土被り ☐ 流入管渠との関係 ☐ 放流先水面の最高、最低及び平水位	・排水施設完了縦断面図は、管渠を布設した場合に提出
公園 完了平面図	H=1/100 ～ 1/300	☐ 方位、縮尺 ☐ 一公園ごとの平面図とし、公園施設の位置、構造、形状、規模	

(注意事項)

※1 各図面の「開発事業区域に含まれる地域の名称」については、地番の後に筆数を記入してください。

例) 相模原市〇区□□△丁目5432番1外〇筆 〇:(総筆数マイナス1)

例) 相模原市〇区□□字□□5432番1外〇筆 〇:(総筆数マイナス1)

※2 「排水施設完了平面図」「地下埋設図」については、「完了平面図」にまとめて記載してください。

図面名称:「完了平面図・地下埋設図・排水施設完了平面図」

12-1. 完成図面等提出部数表（相模原地区）

	◆登記用		検査済用			送 付 用					
	道（ 路 道 計 画 課）	管（ ごみ・資源 集積場所等） 財課	開 発 調 整 課	建 築 審 査 課	申（ 袋 請 綴 用 者）	開（ 登 録 調 簿 整 用 課）	道（ 路 道 計 画 課）	道（ 路 下 計 水 画 道 課）	公（ 公 園 課）	各（ ごみ・資源 集積場所）	消 防 局 予 防 課
地 番 目 録	別途、道路担当課の指示による		1		1						
開発事業区域 位置区域図		2	1	1	1	1	2	3	1	1	3
公図の写し		2	1		1	1	1	3	1	1	3
実測図に基づく公共（公益）施設の新旧対照図		2	1	1	1	1	2	3	1	1	3
公共施設用地 確定測量図		2	1		1		1	★2	1	1	★3
宅地確定測量図			1		1						
完了平面図			1	1	1	1	3	4	1	1	3
地下埋設図			1		1		3	4			
排水施設 完了平面図			1		1		3	4			
排水施設 完了縦断面図			1		1		3				
公園 完了平面図			1		1				1		

（注意事項）

- 1 事前に上記図面等を1部提出し、チェックを受けること。なお、公共施設用地確定測量図は各公共施設管理者のチェックを受けること。
 - 2 公共施設等について事前協議審査意見書により完了図面、完了写真等提出の指示があったときは、当該図面を担当課に直接提出すること。
 - 3 開発区域を工区に分けたときは、完了部分を任意の色で明示すること。
 - 4 公共施設に関する工事が完了したときは、当該部分を紫色で明示すること。
- ◆ 法第40条又は条例第34条の規定により公共施設用地が市に帰属されるときは、別途登記書類と共に当該図面を担当課に提出すること。
- ★ 法第40条又は条例第34条の規定により、雨水調整池・防火水槽等の用地が市に帰属されるときに提出すること。
- ⌈ 地下埋設図・排水施設完了平面図は、「完了平面図」にまとめて記載し、図面名称を「完了平面図・地下埋設図・排水施設完了平面図」とすること。（指示があった場合は、各々とすることができる。）

12-2. 完成図面等提出部数表（城山・津久井・相模湖・藤野地区）

	◆登記用		検査済用			送 付 用					
	道（ 路 道 計 路 画 課）	管（ ごみ・資源 集積場所等） 財	開 発 調 整 課	建 築 審 査 課	申（ 袋 請 綴 用 者）	開（ 登 録 調 簿 整 用 課）	道（ 道 路 計 画 路 課）	道（ 道 路 下 計 画 道 課）	津（ 久 井 地 域 環 境 課）	津（ 久 井 ・ 資 源 集 積 場 所 ）	消 防 局 予 防 課
地 番 目 録	別 途 、 道 路 担 当 課 の 指 示 に よ る		1		1						
開発事業区域 位置区域図		2	1	1	1	1	2	3	1	1	3
公図の写し		2	1		1	1	1	3	1	1	3
実測図に基づく公共(公 益)施設の新旧対照図		2	1	1	1	1	2	3	1	1	3
公共施設用地 確定測量図		2	1		1		1	★2	1	1	★3
宅地確定測量図			1		1						
完了平面図			1	1	1	1	3	4	1	1	3
地下埋設図			1		1		3	4			
排水施設 完了平面図			1		1		3	4			
排水施設 完了縦断面図				1		1		3			
公園 完了平面図			1		1				1		

（注意事項）

- 1 事前に上記図面等を1部提出し、チェックを受けること。なお、公共施設用地確定測量図は各公共施設管理者のチェックを受けること。
 - 2 公共施設等について事前協議審査意見書により完了図面、完了写真等提出の指示があったときは、当該図面を担当課に提出すること。
 - 3 開発区域を工区に分けたときは、完了部分を任意の色で明示すること。
 - 4 公共施設に関する工事が完了したときは、当該部分を紫色で明示すること。
- ◆ 法第40条又は条例第34条の規定により公共施設用地が市に帰属されるときは、別途登記書類と共に当該図面を担当課に提出すること。
- ★ 法第40条又は条例第34条の規定により、雨水調整池・防火水槽等の用地が市に帰属されるときに提出すること。
- 地下埋設図・排水施設完了平面図は、「完了平面図」にまとめて記載し、図面名称を「完了平面図・地下埋設図・排水施設完了平面図」とすること。（指示があった場合は、各々とすることができる。）

13. 開発許可(着手～完了)添付図書一覧

番号	手続		部数	添付図書等
1	工事着手		正1	☒ 工事着手届(鑑) ☐ 事業標識の写真 ☐ 工程表
2	開発行為の変更許可申請 (法第35条の2)		正1 副1	※ P18、19参照
3	軽微な変更 (法第35条の2 第3項)		正1	☒ 開発行為変更届出書(鑑) 《添付図面関係》 ※ 必要に応じて指示
4	地位の承継	一般承継 (法第44条)	正1	☒ 地位承継届(鑑) ☐ 相続の場合:被承継者の戸籍謄本及びその他権利者の同意書 合併の場合:法人の登記事項証明書 ☒ 委任状
		特定承継 (法第45条)	正1	☒ 開発許可承継承認申請書(鑑) ☐ 資力信用に関する書類 ☐ 権原を取得したことを証する書類 ☐ 工事の施工状況に関する書類 ☒ 委任状 ☐ その他 資金計画、残高証明
5	建築制限等 (法第37条)		正1 副1	☒ 建築制限解除承認申請書(鑑) ☒ 概要説明書 ☒ 委任状 《添付図面関係》 ☐ 開発事業区域位置区域図 ☐ 土地利用計画図(開発区域を赤枠、制限解除申請区域を緑色で表示) ☐ 建築物平面図、立面図又は断面図、面積表、総合仮設計画図 ☐ 写真(仮囲い設置状況等が確認できる現況写真)(正1部のみ) ☐ 施行済の構造物を示した図面(色塗り) ☐ 公共施設等が破損される恐れがあると認める図面(クレーン等の重機等)
6	開発行為の廃止 (法第38条)		正1	☐ 開発行為に関する工事の廃止届出書(鑑) ☐ 開発行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置の方法 ☐ 廃止時における当該土地の状況が分かる資料 ☐ 廃止に伴い損われた公共施設の回復計画及び災害防止計画を示す図書
7	公共施設工事完了 (法第36条)		正1	☒ 公共施設工事完了届出書(鑑) ☐ 公共施設工事完了図 ☐ 完了写真
8	工事完了 (法第36条)		正1	☒ 工事完了届出書(鑑) ☐ 工事完了図 ☐ 開発区域内の土地の公図の写し ☐ 開発区域内の土地の地番目録 ☐ 完了写真 工事完了届出書と一緒にお願いします。 ☐ 開発行為完了に伴う図面一式(チェック用1部)→P24、25参照
9	公共施設引継手続等		P24～ 25参照	☐ 登記関係書類(市に帰属がある場合) 提出先→P21参照 ☐ 開発行為完了に伴う提出図面 ※P22～23参照

(注意事項)

■は、ホームページでダウンロード可(ダウンロード方法はP29を参照してください。)

1. 申請手数料

□ 開発行為許可申請(法第29条)

開発区域面積	申請手数料(円)		
	自己居住用	自己業務用	自己用外
1,000㎡未満	8,600	13,000	86,000
1,000㎡以上 3,000㎡未満	22,000	30,000	130,000
3,000㎡以上 6,000㎡未満	43,000	65,000	190,000
6,000㎡以上 10,000㎡未満	86,000	120,000	260,000
10,000㎡以上 30,000㎡未満	130,000	200,000	390,000
30,000㎡以上 60,000㎡未満	170,000	270,000	510,000
60,000㎡以上 100,000㎡未満	220,000	340,000	660,000
100,000㎡以上	300,000	480,000	870,000

※自己居住用、自己業務用、自己用外の別は、相模原市開発許可等審査基準1～8参照

□ 開発行為変更許可申請(法第35条の2)

変更許可申請1件につき、つきの1から3に掲げる額の合計額。ただし、その額が87万円を超えるときは、手数料額は87万円とする。

1. 開発行為に関する設計の変更(2のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(2に規定する変更を伴う場合にあっては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては、縮小後の開発面積)に応じ、新規許可申請に規定する額の10分の1を乗じて得た額
2. 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、新規許可申請に規定する額
3. その他の変更については、1万円

□ 開発許可を受けた地位の承継(法第45条)

1. 自己の居住用の住宅又は10,000㎡未満の自己の業務用 1,700円
2. 10,000㎡以上の自己の業務用 2,700円
3. 1及び2以外 17,000円

□ 開発許可を受けた土地における予定建築物等以外の建築等の許可申請(法第42条)

26,000円

□ 市街化調整区域内のうち開発許可を受けた開発区域外の区域内における建築等の許可申請(法第43条)

開発区域面積	申請手数料(円)
1,000㎡未満	6,900
1,000㎡以上 3,000㎡未満	18,000
3,000㎡以上 6,000㎡未満	39,000
6,000㎡以上 10,000㎡未満	69,000
10,000㎡以上	97,000

□ 開発登録簿の写し(法第47条第5項)

1枚につき470円

※開発登録簿は、調書と図面に分かれています。両方の写しを取られる場合は、940円となります。

2. 関連法令等

□ 農地法

1. 市街化区域における農地転用の届出は、開発許可を受けたことを証する書面を添付する必要があります。
2. 市街化調整区域、非線引き都市計画区域及び都市計画区域外の区域の場合は、**農地転用許可申請**が必要です。なお、**農地転用と開発行為の許可日調整を要します**。(同一日)

□ その他の法律

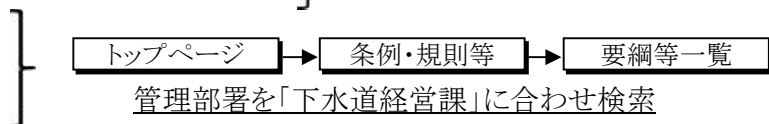
その他、開発行為を行うにあたり、関係法令等については開発行為許可申請書を提出する前に、申請に支障の無いように、関係部署と協議しておかなければなりません。

3. 参考資料等

□ 参考図書

- ・「相模原市開発許可等審査基準」
- ・「相模原市開発事業基準条例の公共施設等整備基準の概要」
- ・「相模原市開発事業技術基準」
- ・「雨水浸透施設等設計基準」
- ・「雨水調整施設設置基準」
- ・「雨水調整池設計基準」

次ページ①申請書等のフローを参照ください。



□ 協議書・申請書等

- ・「開発事業基準条例関係書類」
- ・「都市計画法関係書類」

次ページ①申請書等のフローを参照ください。

以上の参考資料等については、相模原市公式ホームページでダウンロード(P29参照)できます。
なお、詳細については開発調整課窓口でお尋ねください。

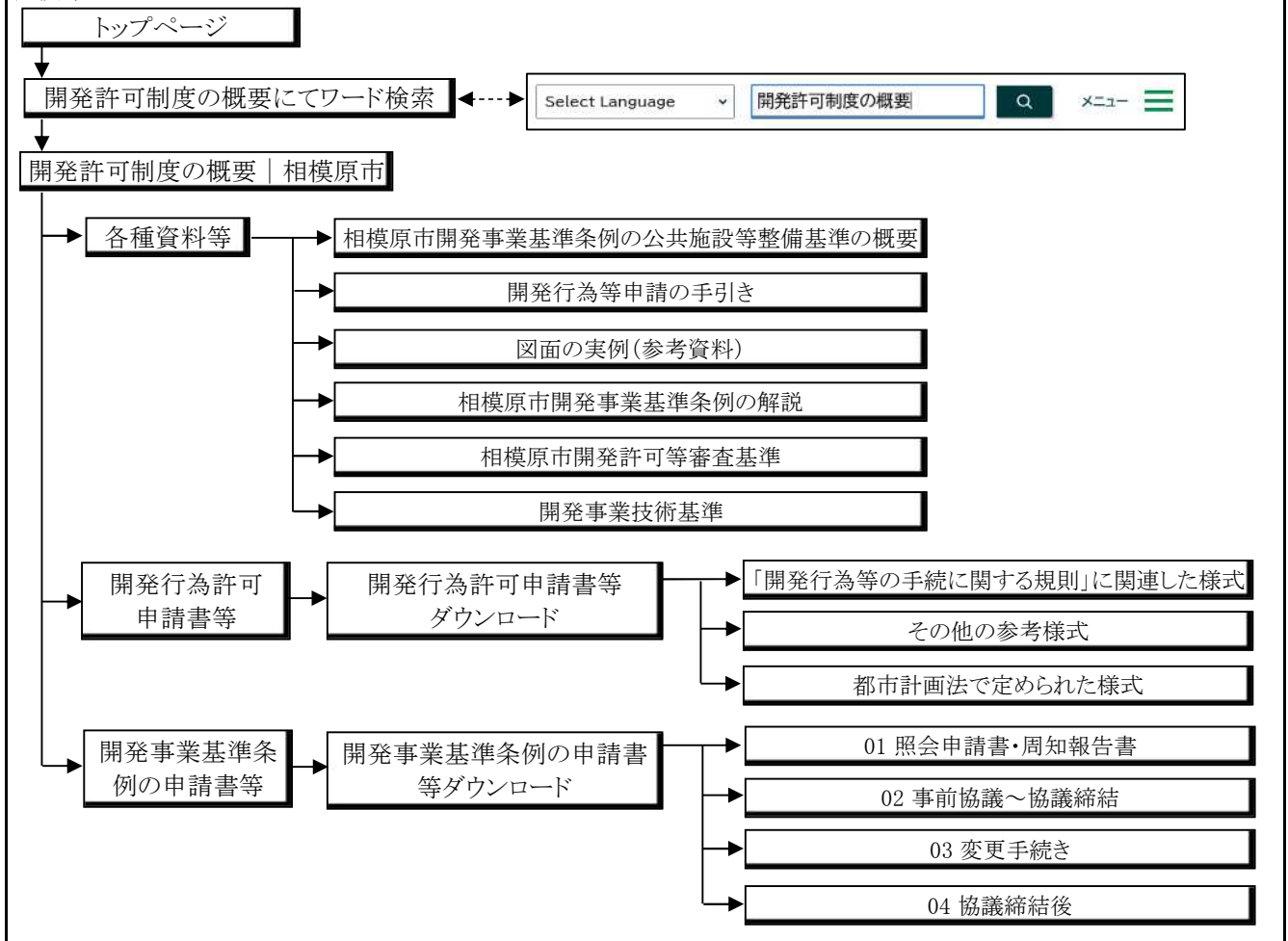
4. 私管理の公共施設の廃止について

過去の開発行為で設置した私管理の「道路雨水吸込槽」を廃止したい場合は、廃止に係る「申出書」に案内図、公図の写しを添付し、開発調整課に提出してください。そのうえで、市で現地調査を行い、廃止の可否について書面にて回答します。

5. ホームページ案内

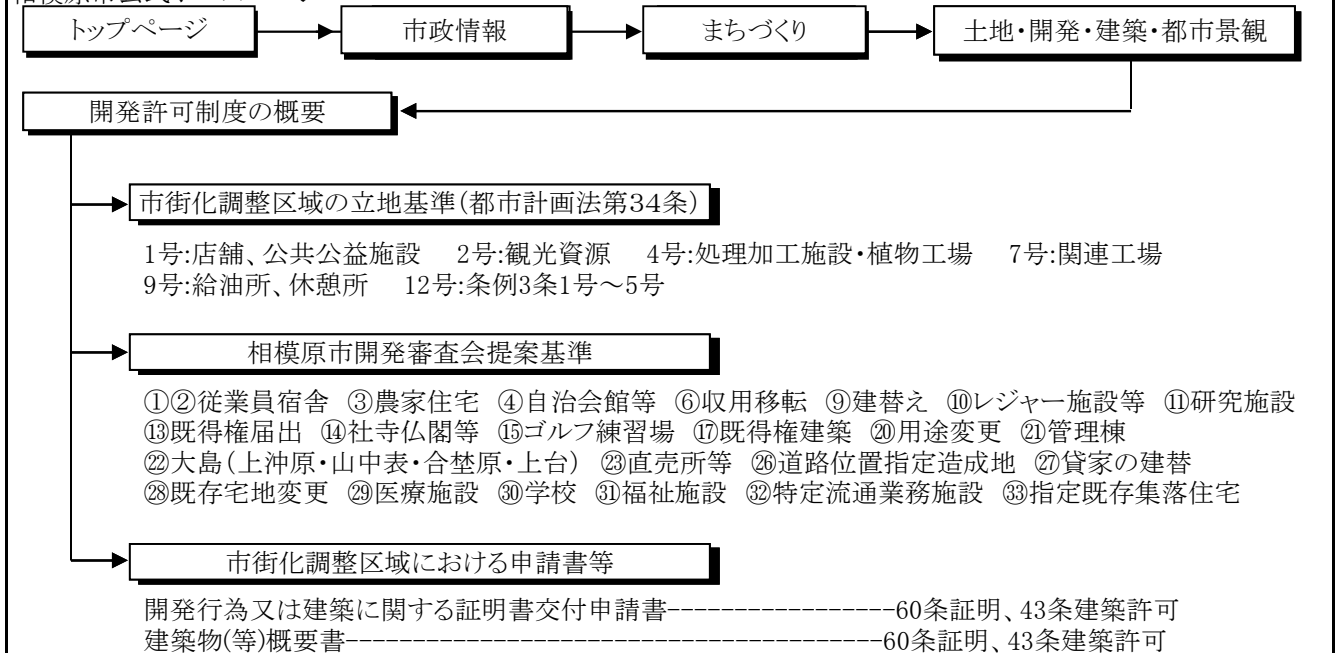
①申請書等

相模原市公式ホームページ



②市街化調整区域における申請書等

相模原市公式ホームページ



6-1. 開発事業基準条例に基づく事前協議・関係各課一覧（相模原地区）

●は要協議 ▲□は該当する場合のみ要協議 ーは協議不要

協 議 課 名		専用住宅	共同住宅等	店舗	左記以外の用途	協 議 等 の 内 容	場 所
※開発事業区域位置区域図、現況図、公図の写し、土地利用計画図（凡例、色塗り表示）※1を添付してください。 ＜○数字が付いているところは、建築図も添付してください。＞							
①	開発調整課		●			開発事業基準条例に係る協議、各課連絡調整等	本庁第1別館4階 042-769-8250
2	道路計画課 【道路協議分:ファイルに綴じて提出】		●			道路、歩道状空地に係る協議	本庁第1別館3階 042-769-8261
3	道路計画課(下水道) 【下水道協議分:ファイルに綴じて提出】		●			下水道(汚水、雨水)計画に係る協議	
④	公園課	▲3,000㎡以上 又は▲21戸以上		▲3,000㎡以上		公園等設置に係る協議	本庁本館5階 042-704-8906
5	水みどり環境課	ー	●			緑化施設計画に係る協議	本庁本館5階 042-769-8242
⑥	予防課		●			消防設備(消火栓、防火水槽、はしご車等)に係る協議	消防指令センター4階 042-751-9133
7	各環境事業所	●		ー		ごみ・資源集積場所の設置等に係る協議	麻溝台環境事業所 (南区麻溝台1524-1) 042-747-1241 橋本台環境事業所 (緑区橋本台2-14-23) 042-772-0218
※開発事業区域位置区域図、土地利用計画図（凡例、色塗り表示）※1を添付してください。 ＜○数字が付いているところは、建築図も添付してください。＞							
8	危機管理統括部 防災対策担当	□		ー		敷地面積10,000㎡以上の防災行政用同報無線の協議	消防指令センター3階
9	地域振興課 (各区役所内)	●	ー			防犯灯等に係る調整	中央区:本庁本館1階 042-769-9801 南区:南区合同庁舎4階 042-749-2135 緑区:緑区合同庁舎5階 042-775-8801
10	交通政策課		□			乗合自動車停留施設等交通機関の施設がある場合に協議	本庁第1別館4階 042-769-8249
11	文化財課		●			文化財保護法、埋蔵文化財等に係る協議	本庁第2別館5階 042-769-8371
12	農政課		□			水路等農業施設に係る協議	本庁本館5階 042-769-9233
13	創業支援・企業誘致推進課	▲工業系地域				工場立地に係る協議、準工業、工業地域、工業専用地域に係る協議	本庁本館5階 042-769-9253
14	産業支援・雇用対策課	□		売場面積が 1000㎡以上の 場合	□	まちづくり協定、商業地形成事業、大規模小売店舗立地法に係る協議	本庁本館5階 042-769-9255
⑮	建築審査課		●			建築基準法、建築基準条例に係る調整	本庁第1別館4階 042-769-8255
⑯	都市整備課		□			当麻地区内の調整、区画整理事業に係る調整	本庁第1別館3階 042-769-8259
⑰	麻溝台・新磯野区画整理事務所		□			麻溝台、新磯野地区内の調整、区画整理事業に係る調整	本庁第1別館3階 042-769-9254

※1 建築図の添付が必要な協議課の事前協議申請における土地利用計画図は、下記を記載して下さい。

- ・建築基準法に規定する道路の種別を図面に明記して下さい。
- ・法第42条第2項道路の中心線、元道の幅員(W=○○○)及び中心からの後退寸法を明記して下さい。
- ・道路境界線及び隣地境界線を明示して下さい。
- ・開発による道路について、転回広場部分の幅員も明示して下さい。

6-2. 開発事業基準条例に基づく事前協議・関係各課一覧（城山・津久井・相模湖・藤野地区）

●は要協議 ▲□は該当する場合のみ要協議 ―は協議不要

協 議 課 名	専用住宅	共同住宅等	店舗等	左記以外の用途	協 議 等 の 内 容	場 所
※開発事業区域位置区域図、現況図、公図の写し、土地利用計画図（凡例、色塗り表示）※1を添付して下さい。 ＜○数字が付いているところは、建築図も添付してください。＞						
① 開発調整課		●			開発事業基準条例に係る協議、各課連絡調整等	本庁第1別館4階 042-769-8250
2 道路計画課（道路） 【ファイルに綴じて提出】		●			道路、歩道状空地に係る協議	本庁第1別館3階 042-769-8261
3 道路計画課（下水道） 【ファイルに綴じて提出】		●			下水道（汚水・雨水）計画に係る協議	
④ 津久井地域環境課 （公園）	▲3,000㎡以上 又は▲21戸以上		▲3,000㎡以上		公園等設置に係る協議	津久井総合事務所 042-780-1404
⑤ 津久井地域環境課 （緑化施設）	―		●		緑化施設計画に係る協議、自然公園法等の協議	〃
⑥ 予防課		●			消防設備（消火栓、防火水槽、はしご車等）に係る協議	消防指令センター4階 042-751-9133
⑦ 津久井クリーンセンター （ごみ・資源集積場所）	●		―		ごみ・資源集積場所の設置等に係る協議	津久井クリーンセンター 042-784-2711
※開発事業区域位置区域図、土地利用計画図（凡例、色塗り表示）※1を添付してください。 ＜○数字が付いているところは、建築図も添付してください。＞						
8 危機管理統括部 防災対策担当		□		―	敷地面積10,000㎡以上の防災行政用同報無線の協議	消防指令センター3階
9 城山・津久井・ 相模湖・藤野 各まちづくりセンター	●		―		防犯灯等に係る調整	城山総合事務所 042-783-8117 津久井総合事務所 042-780-1403 相模湖総合事務所 042-684-3212 藤野総合事務所 042-687-2119
10 交通政策課			□		乗合自動車停留施設等交通機関の施設がある場合に協議	本庁第1別館4階 042-769-8249
11 文化財課		●			文化財保護法、埋蔵文化財等に係る協議	本庁第2別館5階 042-769-8371
12 森林政策課			□		水路等農業施設に係る協議	津久井総合事務所 042-780-5270
13 創業支援・企業誘致推進課			▲工業系地域		工場立地に係る協議、準工業、工業地域、工業専用地域に係る協議	本庁本館5階 042-769-9253
14 産業支援・雇用対策課	―		売場面積が 1000㎡以上の 場合	―	大規模小売店舗立地法に係る協議	本庁本館5階 042-769-9255
⑮ 建築審査課		●			建築基準法、建築基準条例に係る調整	本庁第1別館4階 042-769-8255

※1 建築図の添付が必要な協議課の事前協議申請における土地利用計画図は、下記を記載して下さい。

- ・建築基準法に規定する道路の種別を図面に明記して下さい。
- ・法第42条第2項道路の中心線、元道の幅員(W=○○)及び中心からの後退寸法を明記して下さい。
- ・道路境界線及び隣地境界線を明示して下さい。
- ・開発による道路について、転回広場部分の幅員も明示して下さい。

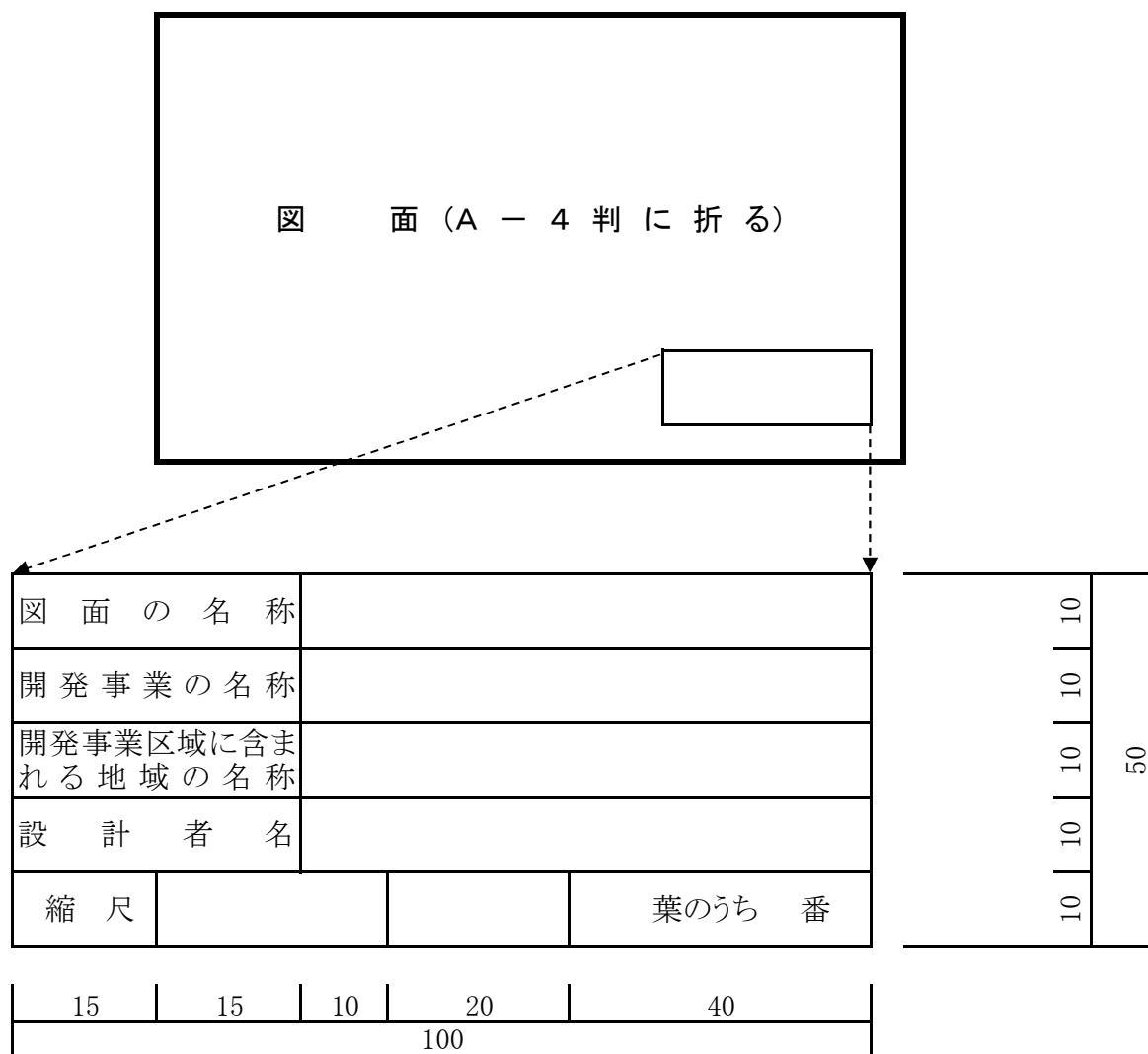
7. 関係機関連絡先一覧表

区分	関係機関名	住所	電話番号
道路	国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	042-643-2010
	相武国道工事(事) 八王子国道出張所	東京都八王子市北野町558-5	042-645-5562
水道	相模原水道営業所 相模原市中央区、緑区(旧津久井郡4町を除く)管内	相模原市中央区光が丘2-18-56	042-755-1132
	相模原南水道営業所 相模原市南区管内	相模原市南区相模大野6-3-1	042-745-1111
	津久井水道営業所 旧津久井郡4町 (津久井町青根地区及び藤野町の一部を除く)管内	相模原市緑区中野252-1	042-784-4822
	横浜市水道局相模原沈殿事務所	相模原市南区下溝2285	042-778-1209
	横浜市水道局青山水源事務所	相模原市緑区青山3482	042-784-0633
	横浜市水道局浄水部西谷浄水場	横浜市保土ヶ谷区川島町522	045-371-5335
	横浜市水道局川井浄水場	横浜市旭区上川井町2555	045-921-1174
	川崎市上下水道局水道施設管理課	川崎市多摩区三田5丁目1-1	044-900-9710
	県内広域水道企業団	横浜市旭区矢指町1194	045-363-1111
河川	神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター	相模原市緑区中野937-2	042-784-1111
	神奈川県厚木土木事務所(相模川:小倉橋上流端から下流)	厚木市田村町2-28	046-223-1711
	東京都南多摩東部建設事務所(境川:根岸橋上流端から下流)	東京都町田市巾着町1-31-12	042-720-8628
ガス	東京ガス(株)神奈川導管事業部 湘南導管ネットワークセンター保全・照会工事グループ	藤沢市大庭8210	046-683-7944
	日本瓦斯(株) 淵野辺営業所・事業所(中央区及び南区の一部)	相模原市中央区淵野辺4-37-26	042-752-2381
	日本瓦斯(株) 相武台営業所・事業所(南区の一部)	相模原市南区相武台1-3-5	046-251-3378
電話	(株)NTT東京西支店	東京都立川市錦町四丁目11番5号 (お客様窓口なし)	各種問合せ 116 (携帯電話 「0120-116000」)
電気	(株)東京電力パワーグリッド相模原支社	相模原市中央区千代田6-12-25	042-759-1211
送電線	電源開発(株)東地域制御所	埼玉県川越市むさし野37番地1	049-248-4551
鉄道	東日本旅客鉄道(株) 横浜支社(横浜線・相模線)	横浜市西区平沼1-40-26	045-320-2540
	東日本旅客鉄道(株) 八王子支社整備部企画課(中央本線)	東京都八王子市旭町1-8	042-627-6498
	小田急電鉄(株) 工務部土木担当	海老名市めぐみ町2-2	046-236-2453
	京王電鉄(株) 工務部保線課	東京都多摩市関戸1-9-1	042-337-3244
バス	神奈川中央交通(株) 相模原営業所	相模原市南区下溝3038	042-778-6793
	神奈川中央交通(株) 橋本営業所	相模原市緑区西橋本4-11-1	042-775-0850
	神奈川中央交通(株) 津久井営業所	相模原市緑区三ヶ木331	042-784-0661
	京王バス(株) 南大沢営業所	東京都八王子市南大沢5-26-1	042-677-1616
	富士急バス(株) 上野原営業所	山梨県上野原市上野原3643	0554-63-1260
警察	相模原警察署	相模原市中央区富士見1-1-1	042-754-0110
	相模原北警察署	相模原市緑区西橋本5-4-25	042-700-0110
	相模原南警察署	相模原市南区古淵6-29-2	042-749-0110
	津久井警察署	相模原市緑区中野308	042-780-0110
登記所	横浜地方法務局相模原支局	相模原市中央区富士見6-10-10	042-753-2110
航空機騒音	南関東防衛局管理部施設管理課	横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎内	045-211-7105
	南関東防衛局座間防衛事務所	大和市鶴間1-13-2	046-261-4332
土砂災害 警戒区域	神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター	相模原市緑区中野937-2	042-784-1111
土地	神奈川県 政策局 政策部 土地水資源対策課	横浜市中区日本大通1	045-210-3115
	県央地域県政総合センター 農政部 森林保全課	厚木市水引2-3-1 (厚木合同庁舎内)	046-224-1111

8. 図面作成上の留意事項

- ① 図面の名称
- ② 開発事業の名称
- ③ 開発事業区域に含まれる地域の名称
- ④ 設計者名
- ⑤ 縮尺
- ⑥ 図面番号

※①～⑥を図面の右下角に表示する。
(下図参照)



9. 開発許可申請に関する図面の事例(参考資料)

- ① 開発事業区域位置区域図
- ② 現況図
- ③ 公図の写し
- ④ 実測図に基づく公共(公益)施設新旧対照図
- ⑤ 実測図に基づく公共(公益)施設・宅地求積図
- ⑥ 土地利用計画図

開 発 行 為 等 申 請 の 手 引

平成10年1月	令和 3年 4月1日(一部改正)
平成11年4月1日(一部変更)	令和 4年 4月1日(一部改正)
平成13年4月1日(一部変更)	令和 5年 4月1日(一部改正)
平成17年4月1日(一部変更)	令和 5年 7月1日(一部改正)
平成18年4月1日(一部変更)	令和 6年 4月1日(一部改正)
平成19年3月11日(一部変更)	令和 7年 4月1日(一部改正)
平成20年4月1日(一部変更)	
平成21年4月1日(一部変更)	
平成22年4月1日(一部変更)	
平成24年4月1日(一部変更)	
平成24年10月1日(一部訂正)	
平成25年10月1日(一部訂正)	
平成26年 4月1日(一部訂正)	
平成26年 9月1日(一部訂正)	
平成27年 2月1日(一部訂正)	
平成27年 4月1日(一部訂正)	
平成28年 1月1日(一部訂正)	
平成28年 4月1日(一部訂正)	
平成29年 4月1日(一部改正)	
平成30年 4月1日(一部改正)	
平成31年 4月1日(一部改正)	
令和 2年 4月1日(一部改正)	

相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 開発調整課
